

第4章

今後の施策の方向

第4章では、第1節に基本目標¹に連なる(1)～(10)の推進施策、第2節に基本目標²に連なる(1)～(7)の推進施策を記載しています。各推進施策のページは以下の項目で構成しています。

▶▶ 関連する SDGs のゴール

→それぞれの推進施策に関連する SDGsのゴールのアイコンを記載しています。

めざす姿

→8年後のあるべき姿を記載しています。施策によっては①や②など、複数のめざす姿を設定しています。

現状やこれまでの取組み

→めざす姿に対する現状と、これまでの主な取組みを記載しています。

今後の課題

→めざす姿を実現するために、今後解決すべき主な課題を記載しています。

取組みの方向性

→めざす姿を実現するための今後の取組みの方向性を記載しています。

めざす姿の実現に向けた主な取組み

→めざす姿の実現に向けた主な取組みと、その目的・内容を記載しています。

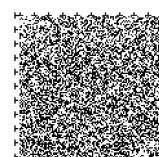
■取組みの行動量

→めざす姿の実現に向けた主な取組みの具体的な行動量を記載しています。

■取組みの成果指標

→めざす姿の実現に向けた主な取組みの成果指標を記載しています。

推進施策の進捗を管理し、
評価するための項目



推進施策の進捗を管理し、評価するための項目

- 本計画では、めざす姿の達成状況を測るために、主な取組みを抽出し、その行動量と成果指標を設定しています。
- 行動量と成果指標は、実施計画との整合を図り、計画の初年度である令和6年度(2024年度)から中間見直しを行う令和9年度(2027年度)までの4年分を記載しています。
- 令和10年度(2028年度)以降の行動量と成果指標は中間見直し時に実施計画の振り返りとあわせ、改めて設定します。
- 行動量と成果指標の現況値は、原則、令和5年度の実績値を記載しています。令和5年度の実績値でない場合は、カッコ書きでいつ時点のものが補足しています。
- 実施計画と同じ項目を設定している場合は、実施計画の施策番号を記載しています。

めざす姿の実現に向けた主な取組み

番号	主な取組み	目的と内容
1		
2		

同じ番号の取組み・行動量・成果指標
が対応しています

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1							
2							

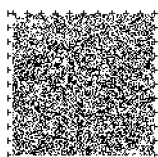
令和5年度の実績値でない場合は、
カッコ書きで補足しています

実施計画と同じ項目は実施計画
の施策番号を記載しています

実施計画との整合を図り、4年分を記載しています

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1							
2							

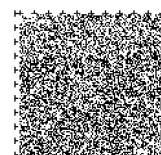
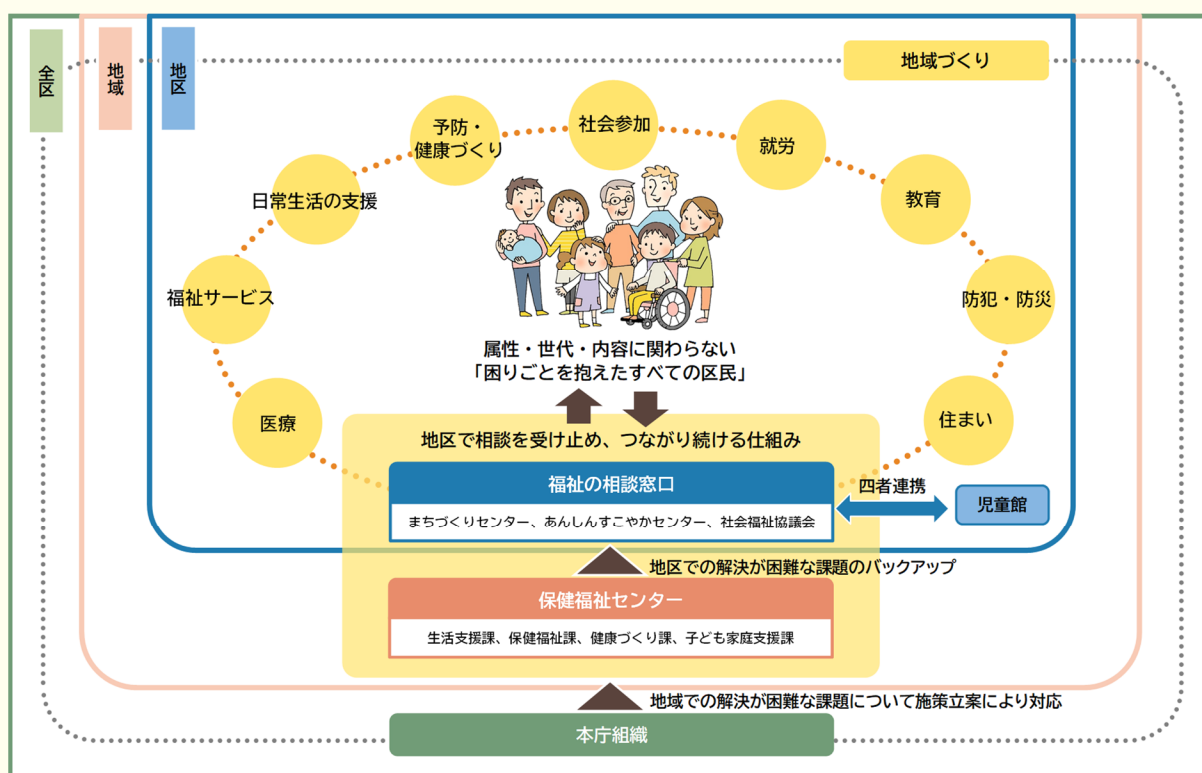


1 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

これまで推進してきた世田谷版地域包括ケアシステムの相談支援の仕組みと既存の5つの要素(医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援)をさらに充実させます。

また、区民のライフステージに大きく関わる「就労」と「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」という要素を新たに加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化していきます。

図表 世田谷版地域包括ケアシステムの強化イメージ



推進施策 1 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み

▶▶ 関連する SDGs のゴール



めざす姿 1

重層的支援体制整備事業—包括的相談支援事業—

どのような困りごとを抱えていても、身近な地区で早期に相談することができ、状況に応じた適切な支援や、関係機関につながる事ができています。

近年、区民の抱える困りごとは複雑化・複合化しています。早期に相談し、適切な支援機関に繋がることが望ましいですが、相談先が分からない、相談窓口に通えないなど、様々な理由から問題が深刻化するまで抱え込んでしまう方もいます。どのような相談も、身近な地区で受け止める相談支援の仕組みを推進します。

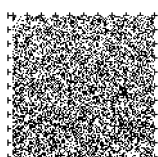
現状やこれまでの取り組み

- 困りごとを抱えた区民が早期に相談できるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付ける窓口として、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者による「福祉の相談窓口」を全地区に設置しました。
- まちづくりセンターでは、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、多様な相談及び手続きに対応する窓口を担っています。
- あんしんすこやかセンターでは、高齢者や介護に関する相談以外にも障害者や子育て、生活困窮など内容を拡充して、日々の相談対応を行っています。
- 社会福祉協議会では、行政では対応しづらい制度の狭間にある方の相談対応や、社会福祉協議会のサービス等に関する相談、ボランティア、サロン・ミニデイといった区民による自主的な活動についての相談などに対応しています。
- 「福祉の相談窓口」では、相談者の困りごとを聞き取り、初期のアセスメントを行います。困りごとに応じた支援を実施するほか、専門の相談支援機関へのつなぎや連携した対応を行っています。

【「福祉の相談窓口」相談件数】

相談先	平成 29 年度(2017 年度)	令和 2 年度(2020 年度)	令和 4 年度(2022 年度)
まちづくりセンター	2,542 件	1,634 件	6,608 件(※)
あんしんすこやかセンター (高齢分野以外の相談件数)	149,183 件 (1,588 件)	193,643 件 (2,284 件)	221,115 件 (3,715 件)
社会福祉協議会	3,227 件	4,046 件	3,244 件

(※) スマートフォンでのワクチン接種予約支援を含む。



- 「福祉の相談窓口」の区民認知度は、令和3年度(2021年度)調査では下がったものの45～55%程度を推移しています。

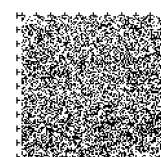
【「福祉の相談窓口」の認知度】

令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
45.0%	53.0%	55.9%

- 総合支所に出向かなければいけなかった相談や手続きを身近な地区で行えるようにするために、令和4年度(2022年度)より、「福祉の相談窓口」と総合支所等をオンラインの映像システムでつなぐ取組を一部の地区でモデル実施しています。
- 社会福祉法に位置づけがなされた各分野の相談窓口と福祉の相談窓口が連携して包括的な相談受付体制を構成しています。

【社会福祉法第106条の4第2項第1号(包括的相談支援事業)に位置づけがある相談支援機関】

相談支援機関名	主な相談内容	設置拠点数(圏域)	運営形態
あんしんすこやかセンター	高齢を中心に 全般	28箇所 (全地区に1か所)	委託
地域障害者相談支援センター「ぽーと」* 世田谷区基幹相談支援センター* 保健センター専門相談課	障害	5箇所(全地域に1か所) 1箇所(全区に1箇所) 1箇所(全区に1箇所)	委託 委託 指定管理
地域子育て支援コーディネーター* 総合支所子ども家庭支援センター 総合支所健康づくり課	子ども・子育て	6箇所(センター1箇所、 全地域に1箇所) 5箇所(全地域に1箇所) 5箇所(全地域に1箇所)	委託 直営 直営
ぷらっとホーム世田谷	生活困窮	1箇所 (全区に1か所)	委託



今後の課題

- 区民全体の福祉の相談窓口の認知度が概ね45～55％程度であることに對し、10～30歳代の認知度は概ね25～30％程度となっています。近年はヤングケアラー*や生活困窮、居場所がないなど、困りごとを抱えた若い世代が増加しています。本人や家族に自覚がないことや周囲からの見えづらさ、理解不足から問題が潜在化してしまうことがあり、支援が必要な方を取り残さないために、10歳代～30歳代への「福祉の相談窓口」の周知を強化する必要があります。

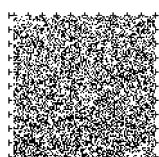
【10 歳代から30 歳代までの「福祉の相談窓口」の認知度】

令和 3 年度(2021 年度)	令和 4 年度(2022 年度)	令和 5 年度(2023 年度)
29.7%	30.5%	25.5%

- より確実に「福祉の相談窓口」に繋げるためには、ケアマネジャーやMSW*など、保健、医療、福祉に関する専門職はもちろん、スクールソーシャルワーカー*などの福祉分野以外の専門職についても、「福祉の相談窓口」を知っている必要があります。
- 相談に行きたくても様々な事情により「福祉の相談窓口」に行くことが難しい方もいるため、新たな相談方法を展開していく必要があります。

取組みの方向性

- 「福祉の相談窓口」の認知度を上げるための取組みを推進します。10歳代～30歳代の認知度向上には、特に工夫して取り組みます。
- 「福祉の相談窓口」に確実に繋げてもらうために、保健、医療、福祉に関する専門職に対して周知を徹底します。また、スクールソーシャルワーカーや、学校関係者といった教育分野など、福祉領域以外の専門職への周知を図ります。
- 来庁せずに手続きができる電子申請の推進と併せて、ICT*を活用して、総合支所や本庁などと連携し、「福祉の相談窓口」における相談、手続きに関する機能の充実を図ります。また、デジタル化への対応が困難な区民へ必要な支援を行います。
- 地区の身近な相談窓口として、区民からの多様な相談への対応の強化を図ります。また、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた区民からの相談については、保健福祉センターやぷらっとホーム世田谷等との連携を強化し、対応していきます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

番号	主な取組み	目的と内容
1	福祉の相談窓口 (包括的相談支援事業)	困りごとを抱えた区民が早期に相談できるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付ける窓口として、「福祉の相談窓口」を各地区で実施します。
2	10歳代～30歳代の若い世代への福祉の相談窓口の周知	10～30代の若い世代に対する福祉の相談窓口の周知を強化し、不安や悩みを抱えた際に早期の相談につなげます。
3	専門職等への福祉の相談窓口の周知	保健、医療、福祉に関する専門職や区職員に対して周知を徹底するとともに、スクールソーシャルワーカーや、学校関係者など福祉領域以外の専門職への周知を強化し、福祉の支援に早期につながるようにします。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	10歳代～30歳代の若い世代への福祉の相談窓口の周知	—	各地区の四者連携の取組みの中で、10歳代～30歳代の若者に対して周知活動を実施する。				—
3	地域包括ケアの地区展開に関する研修の実施及び動画公開	1回	5回	5回	5回	5回	20回

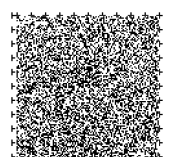
■取組みの成果指標■

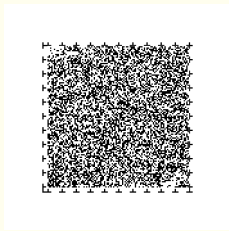
番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	不安や悩みがある区民が、支援や関係機関とつながっている割合※	8.2%	9.0%	10.0%	11.0%	12.0%	12.0%
2	10歳代～30歳代における福祉の相談窓口の認知度	25.5%	26.0%	26.5%	27.0%	27.5%	27.5%
3	専門職等における福祉の相談窓口の認知度	92.8%	93.0%	93.5%	94.0%	94.5%	94.5%

※重層的支援体制整備事業における取組みの成果指標について

重層的支援体制整備事業における各事業の行動量については、定量的な目標を立て実現していくことが必ずしも望ましいことではないと考え、目標設定はおこないません。

ただし、重層的支援体制整備事業を実施したことで、支援を必要とする区民や支援者、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携をどれほど取ることができるようになったのか等は、取組みの成果指標として設定し、得られてきたものやその広がり、影響を測っていくべきであると考えています。





相談支援イメーシ

図表 相談支援イメージ





人口約92万人、日常生活圏域が28地区もある世田谷区。今となっては当たり前のようにある28か所の「福祉の相談窓口」はどのように生まれたのでしょうか。

昭和の時代からの長い検討を経て、平成3年（1991年）、区独自の「地域行政制度」が発足、地域の総合支所と、地区の出張所により行政サービスを提供していく体制を整備しました。その後、何度かの出張所の見直しを経て、28地区にまちづくりや防災の中核を担う「まちづくりセンター」を整備しました。一方、保健福祉分野では、平成9年（1997年）、保健所と福祉事務所を統合・再編し、地域毎に保健福祉センターを設置しました。また、平成18年（2006年）、それまでの在宅介護支援センターを改組して、地区ごとに地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を整備しました。

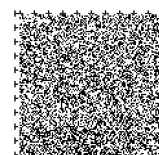
前の地域保健医療福祉総合計画（平成26～35年度）において、区民が困りごとを早期に相談できるよう「地区における総合相談」の整備を掲げました。ここに、福祉の相談窓口の着想が示されています。平成26年（2014年）10月、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局の三者が一緒に相談を受ける「福祉の相談窓口」のモデル実施を開始し、平成28年（2016年）7月、地域包括ケアの地区展開が全地区に広がりましたが、建物はまだ一体化していない地区もありました。複合施設化を進め、令和4年（2022年）1月、名実ともに三者一体の地区展開が完成しました。実に8年の歳月がかかっています。

「福祉の相談窓口」は、福祉を専門としないまちづくりセンターを地区の基盤にするという画期的な取組みであり、縦割りと言われる行政組織において、当時の職員から大変苦勞したとの話を聞くことがあります。

今まさに、福祉的課題を福祉分野の人だけで考える時代ではなくなっています。社会福祉法が目指す地域共生社会（制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会）の基盤となるものが既にあることは、世田谷区の強みです。

福祉の相談窓口に寄せられたすべての相談が、地区だけで解決できるわけではなく、総合支所・本庁、関係機関との協働も重要です。令和4年（2022年）5月から、子ども分野として区内25か所の児童館が各地区と一緒に地域課題の解決に取り組んでいます。また、デジタル技術を活用し、まちづくりセンターの端末から総合支所の関係部署に相談できるオンライン相談も始めました。

支援者を含め、多くの人に窓口の存在を知ってもらい、相談することをためらう人、相談する必要を自覚していないが生活の質が脅かされている人等と、どのようにつながっていくか、福祉の相談窓口は進化を求められています。



めざす姿 2

重層的支援体制整備事業—多機関協働事業—

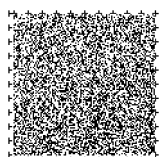
複雑化・複合化した課題を抱えている方や制度の狭間のニーズを抱えた方にも、隙間のない支援が届いています。

区は、福祉の相談窓口をはじめ、区民にとって最も身近な地区で断らない相談支援を実践してきましたが、近年は課題が複雑化・複合化していることや、制度の狭間のニーズを抱えた方が増加してきており、地区や単独の支援機関での対応、福祉的な支援のみでは的確な支援に至らないことも少なくありません。

そこで区は、地区のバックアップを担当する保健福祉センターや、ぷらっとホーム世田谷が中心となってチームを組織し、そのような課題を抱えた方に対して、支援者間の隙間ができないようコーディネートしながら、福祉分野の支援に限らず、的確な支援を実施していきます。

現状やこれまでの取り組み

- 各地域の保健福祉センターによるバックアップ体制を構築し、各地区の「福祉の相談窓口」を支えています。
- 区では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方の中でも、特に現場で対応に苦慮していた、8050問題*やひきこもり状態にある方への支援を強化するため、重層的支援体制整備事業をひきこもり支援事業に活用(P17)し、支援を強化しました。
- 令和4年(2022年)4月、ぷらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやを同一建物に整備し、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設しました。「リンク」では、上記2つの機関が中心となりチームを組織し、連携してひきこもり状態にある方を支援しています。
- その他の複雑化・複合化した課題を抱えた方に対しては、それぞれの分野において、地域ケア会議や、自立支援協議会*、要保護児童対策地域協議会*等を開催し、様々な支援機関と情報を共有し、連携した支援を実施しています。



今後の課題

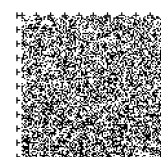
- 区では、これまで8050問題やひきこもり状態にある方の支援を強化するとともに、医療や福祉制度利用の拒否、虐待、生活困窮などの複雑化・複合化したケースなどは地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会など既存の仕組みを活かして、支援に取り組んできましたが、いわゆるごみ屋敷の問題や多頭飼育崩壊*などの現状の仕組みや制度では対応しづらい課題への対応の充実が必要です。
- 複雑化・複合化した課題の相談を受けた窓口が、複数の支援機関が関係することによりつなぐことができない、主担当が決まらないまま対応が滞っているというようなケースを無くし、円滑な支援につなげなければなりません。

取組みの方向性

- これまで強化してきた8050世帯やひきこもり支援の取組みは継続し、その他の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応を、より一層強化します。
- 福祉の相談窓口をはじめとした相談窓口において相談内容、困りごとを受止め、課題を抱えた方の状況を把握・分析します(P40)。課題が複雑化・複合化している場合や制度の狭間のニーズを抱えている場合には、その主訴に応じて総合支所保健福祉センターやぶらっとホーム世田谷につなぎます。
- 総合支所保健福祉センターやぶらっとホーム世田谷は、多機関協働事業者として課題を抱えた方のニーズに沿った支援が実施できるようチームを組織します。重層的支援会議や社会福祉法に定める支援会議を活用し、チームで支援する体制や方策を整え、的確な支援に繋げるとともに、相談窓口等による抱え込みを無くします。チームは課題に合わせ、民間団体、警察・司法、地域住民、学校、その他地域の様々な機関など、福祉の分野以外からも組織し、一体となって支援を行います。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた方やその世帯の支援ニーズを受止め、支援のタイミングを見定めながら、社会との関係性を育むために継続したアウトリーチによる伴走支援(P50)や、地域や社会との関わりをもつことで自らの役割や、自己有用感を取り戻すことができるよう社会参加の支援(P54)につなげられるよう、様々な機関等と一体となって支援を行います。

【社会福祉法における多機関協働事業者】

多機関協働事業者	設置拠点数(圏域)	運営形態
各地域総合支所保健福祉センター 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課	5箇所 (全地域に1か所)	直営
世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」 ぶらっとホーム世田谷	1箇所(全区に1箇所)	委託



めざす姿の実現に向けた主な取組み

番号	主な取組み	目的と内容
1	多機関協働事業	保健福祉センターまたはぱらっとホーム世田谷が多機関協働事業者となり、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方を支援する。
2	地域共生社会や多機関協働事業に関する研修	支援者等に地域共生社会や多機関協働事業について研修を行い、考え方や連携について学ぶ。

■取組みの行動量■

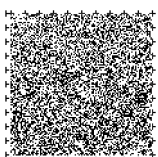
番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	多機関協働事業や地域共生社会についての研修の実施 【実施計画 施策8-2】	1回 (令和5年度 見込み)	5回	5回	5回	5回	20回

■取組みの成果指標■

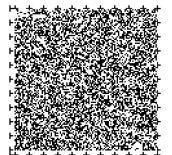
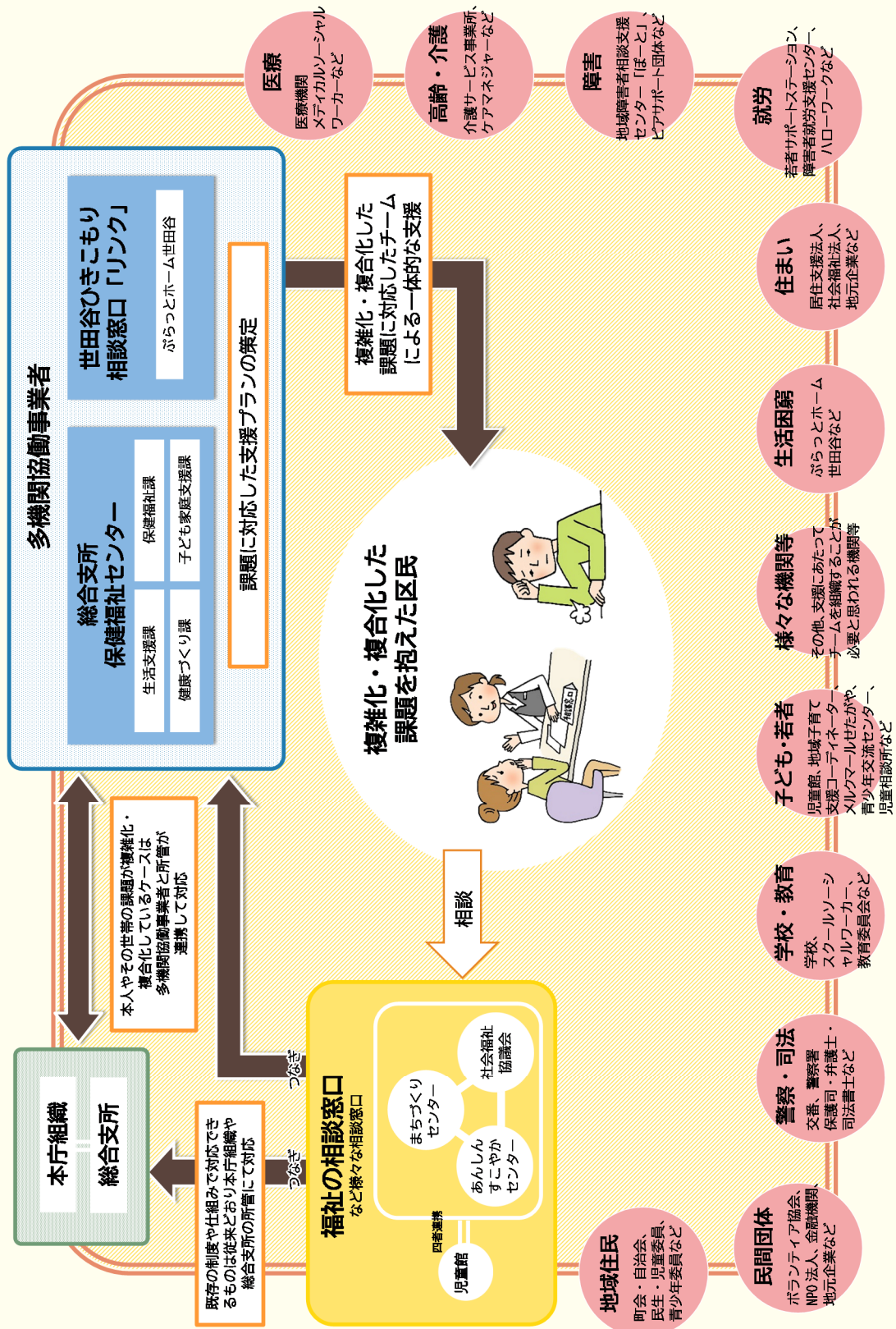
番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	福祉の相談窓口などが相談内容をつなげず、抱え込んでしまっているケースの件数※	464件 (重複あり)	430件 (重複あり)	400件 (重複あり)	370件 (重複あり)	340件 (重複あり)	340件 (重複あり)
2	地域共生社会や多機関協働事業に関する研修の参加人数(延べ人数)	140名 (令和5年度 見込み)	延べ 530名	延べ 530名	延べ 530名	延べ 530名	延べ 2,120名

※重層的支援体制整備事業における取組みの成果指標については P43 をご覧ください。

※相談支援機関等が把握している複雑化・複合化した課題等を抱えている区民のうち、支援やつなぎ等の対応ができなかった件数。



図表 多機関協働事業イメージ



めざす姿 3

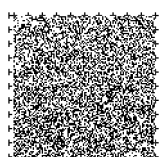
重層的支援体制整備事業—アウトリーチを通じた継続的支援—

支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民に寄り添い、孤独・孤立することなく支援が届いています。

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方の中には、支援を受け入れにくい方や、支援の必要性を感じていない方もいます。課題が深刻化する前に早期に発見し、信頼関係を構築することで、早期支援につなげ、区民が地域で孤独を感じることや孤立することなく安心して住み続けることができるよう、必要な支援を届けます。

現状やこれまでの取り組み

- 区では、高齢者や障害者、子育て家庭といった分野や属性、区民のライフステージごとにアウトリーチを実践し、支援を必要とする方に支援を届けてきました。
- あんしんすこやかセンターでは高齢者宅を職員が訪問する実態把握訪問を行っています。実態把握訪問により、高齢者の心身の状況や家族の状況等の実態を把握し、困りごとや課題を抱えた方を早期に発見し、必要な支援に繋げています。
- 社会福祉協議会では、サロン・ミニデイなどの地域活動団体や専門の相談支援機関とつながりを形成し、地区に潜在している課題や困りごとを抱えた方の早期発見に努めています。
- まちづくりセンターまで距離がある等の課題がある地区では、窓口に行くことが難しい方に向けて必要に応じて、「福祉の相談窓口」の出張相談会を実施し、きめ細かく相談支援に繋げています。
- メルクマールせたがやでは、訪問相談のほか、5つの総合支所及び希望丘青少年交流センターにて毎月出張相談会を実施しています。また、「メルクマールせたがや」から離れた4地域で家族向けセミナーを開催するなど、利用者の掘り起こしや事業の普及啓発にも努めています。出張相談会や家族セミナーから、定期的な来所相談に繋がる方もいます。

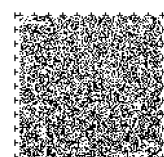


今後の課題

- 各分野や制度ごとにアウトリーチを強化してきたことで、専門性を活かしたアプローチには強みがありますが、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方へのアウトリーチには課題があります。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズに対応するためには、地域に潜在している方を早期に発見し必要な支援につなげることや、信頼関係を構築し支援ニーズに沿った様々な社会資源につなげていくことが重要ですが、地域に潜在している方を行政のみで発見し、アプローチしていくことは困難です。様々な支援機関や民生委員、地域活動団体等とのつながりの中から相談者を早期に発見し、必要な支援を届けることができる体制づくりが必要です。

取組みの方向性

- これまで区が取り組んできた専門性を活かした各分野ごとのアウトリーチの強みを活かしつつ、地域に潜在している複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた区民を発見した場合には速やかに多機関協働事業者へつなぎ、的確な支援に結びつけます。
- 様々な機関や団体と、属性や対象等を限らない見守り協定の締結に向けて働きかけるとともに、これまで構築してきた四者連携を核とした地域のネットワークづくりをさらに強化し、地域に潜在している、支援ニーズを抱えた区民の早期発見に努めます。
- また、地区の様々な団体や機関、地域住民が連携しやすい体制を整えていくとともに、地域課題を共有した多世代の協力者を育成し、より多くの方を支援につなげていけるよう取り組みます。
- 支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民に対しては、継続的なアプローチを重ね、信頼関係を築くことが必要です。
- 多機関協働事業者(P47)は、そのような区民と既に何らかの関係性ができている地域住民や関係機関、団体ともチームを組織し、アウトリーチの方針等を定め、信頼関係を構築していきます。
- いずれの関係性も持たない区民に対しては、社会福祉協議会を中心に様々な関係機関等とも連携し、社会福祉法による支援会議において適時・的確なアウトリーチの実施に向けたアウトリーチの方針を定めます。社会福祉協議会をはじめとした四者による連携と協働の体制を強化し、地区でつながり続ける体制を整え、区民との信頼関係を構築していきます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

番号	主な取組み	目的と内容
1	アウトリーチを通じた継続的支援	地域に潜在している支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民にアウトリーチを継続し、必要な支援につなげていきます。
2	対象を限らない見守り協定	地域に潜在している、支援ニーズを抱えた区民を発見するため、様々な機関や団体と属性や対象等を限らない見守り協定を締結していきます。

■取組みの行動量■

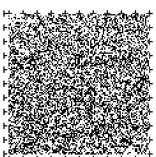
番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	対象を限らない見守り協定の締結に向けて働きかけた団体や機関の数 【実施計画 施策8-2】	—	5機関	5機関	5機関	5機関	20機関

■取組みの成果指標■

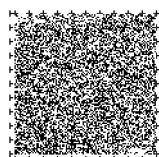
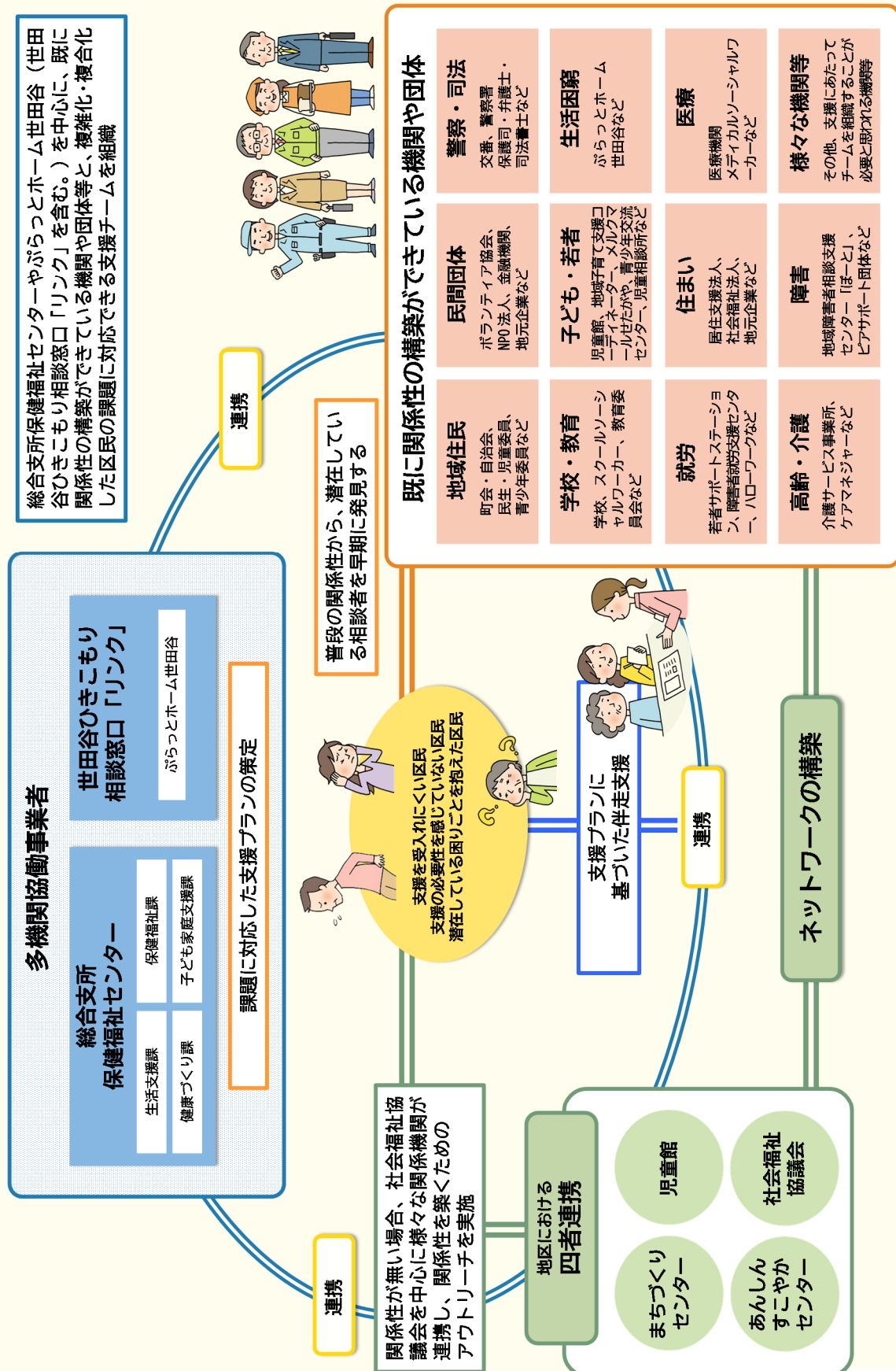
番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	孤立していると思われる区民の割合※	13.8%	13.5%	13.0%	12.5%	12.0%	12.0%
2	対象を限らない見守り協定の新規締結数 【実施計画 施策8-2】	—	4機関	4機関	4機関	4機関	16機関

※他者の支援状況から見た孤立。不安や悩みに対して行政機関等からの支援を受けていない、かつ、不安や悩みが生じた場合、身近に相談相手がいない者。

※重層的支援体制整備事業における取組みの成果指標については P43 をご覧ください。



図表 アウトリーチを通じた継続的支援事業 イメージ図



めざす姿 4

重層的支援体制整備事業—参加支援—

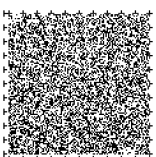
社会参加の機会を掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らの役割を見出し地域との多様な接点を確保できるよう社会参加を支援します。

課題の複雑化・複合化の背景には関係性の貧困があり、地域で孤立してしまっていることも少なくありません。自身の状況を問題と認識できない方や、人との関わりや支援・サービスの利用に抵抗感を持たれている方、既存の居場所に参加できない方もいらっしゃいます。

課題を抱えた本人やその世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自分たちのペースで緩やかに関係性を育み、役割を見出すことができるよう多様な接点を確保し、再び社会とつながることができるよう支援していくことが重要です。

現状やこれまでの取り組み

- 区では社会福祉協議会の職員をすべての地区のまちづくりセンターに配置し、地域の様々な社会資源とネットワーク形成をおこなっています。
- また、社会福祉協議会の職員は地区において、新たな生活支援サービスや居場所などの地域資源開発をおこなっています。
- 社会福祉協議会では、身近な地域で町会・自治会や福祉団体などが行う地域活動を支える「地区サポーター」の登録や、仕事・趣味で培われてきた特技を、サロン・ミニデイやイベントなどで活かす「特技ボランティア」を募集し、マッチングを行うことで、社会参加につなげています。
- 社会福祉協議会では、地域活動に関心のある方や居場所が必要な方に対し、民生委員などの地域住民や、専門支援機関と連携し、地域活動とのマッチングを行っています。例えば、認知症のある高齢者が、サービスの受け手としてだけではなく、役割や生きがいをもって地域で暮らすために、地域住民から地域清掃の周知をしてもらい、活動参加につながりました。
- 高齢者の方に社会参加、地域貢献をしていただき、介護予防に役立てていただくことを目的として「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」を実施しています。シニアボランティア研修を受講した65歳以上の高齢者が登録施設等でボランティア活動をおこなった際にポイントを付与し、ポイントに応じた介護保険料負担軽減資金を支給することで、社会参加を支援しています。
- 発達障害特性のある方の社会参加を支援するため、ピアサポート*の手法により、本人の興味・関心や特性に合った多様なプログラムを提供する「みつけばハウス」を実施しています。
- 精神障害者ピアサポーターを養成し、地域で自身の障害や病気の経験を活かして活躍するための支援を行う「精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業」を実施しています。

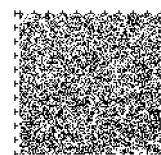


今後の課題

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方が、地域や社会と関わり方を選択し自らの役割を見出し、再び社会とつながることができるよう、多様な接点を確保する必要があります。
- 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う必要があります。
- 一方で、既存の地域の社会資源などで本人やその世帯のニーズに対応できない場合は、新たな社会資源の開発が必要です。

取組みの方向性

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方については、アウトリーチを通じた継続的支援(P50)等により、地区で寄り添いながら困りごとを抱えた方とつながり続けます。
- 多機関協働事業(P46)等において抱える課題などを丁寧に把握し、本人やその世帯が、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができるよう、本人のニーズに沿った地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート及びマッチングを行うことで、社会参加を支援します。
- 社会参加の支援の強化に向けて、居場所の拡充(「社会参加の促進」(P94))や、中間的就労* (「就労」(P82))を活用していくとともに、各地区の社会資源と各分野で実施されている社会参加の支援についての情報共有を密にし、より本人やその世帯のニーズに沿った社会参加を提供していきます。
- 各地区においては既存の社会資源の拡充を図るとともに、既存の社会参加を支援する事業や居場所では対応できない課題や困りごとを抱えた方については、地区の四者連携会議等をとおして本人や世帯のニーズに沿った社会参加の事業実施や居場所の拡充など、新たな資源開発を図っていきます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

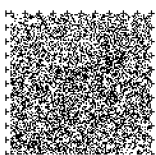
番号	主な取組み	目的と内容
1	参加支援事業	複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方が、地域や社会との関わり方を選択し自らの役割を見出し、再び社会とつながることができるよう支援します。
2	社会参加につながる ことができる地域資源の開発	社会参加の機会を掴めない方や、社会参加を希望しても社会につながる事が困難な方が、地域で孤立することなく、自らが役割を担える居場所を見出し多様な接点を確保できるような地域資源を開発します。

■取組みの行動量■

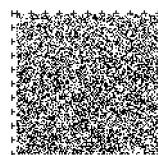
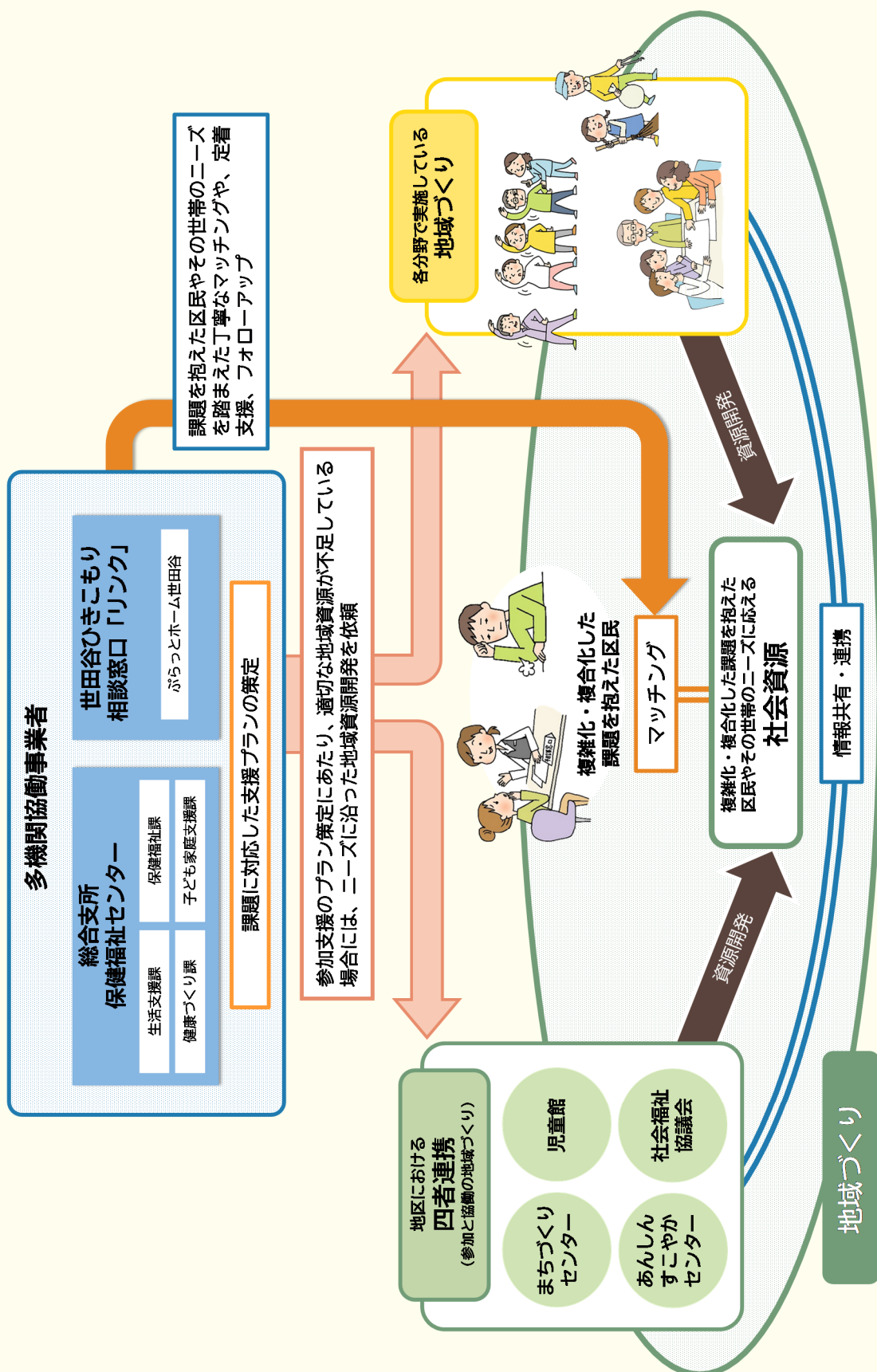
番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	地域資源開発における団体訪問件数 【実施計画 施策8-2】	6,358件 (令和5年度 見込み)	6,600件	6,800件	7,000件	7,200件	27,600件

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	社会参加の支援につながる地域資源数(累計) 【実施計画 施策8-2】	1,816 箇所	1,830 箇所	1,850 箇所	1,870 箇所	1,890 箇所	1,890箇所 (累計)



図表 参加支援事業と地域づくりのイメージ



推進施策2 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携

▶▶関連する SDGs のゴール



めざす姿

住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制ができています。

安心して在宅生活を送ることができるよう、また、精神的な疾患や障害のある方が、入院医療から円滑に地域移行(自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること)し本人の希望する地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉等の連携を強化し、サービスを総合的に提供できる支援体制を充実します。

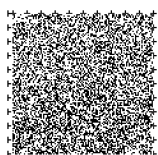
現状やこれまでの取り組み

- 令和4年度(2022年度)に実施した世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査(区民編)によると、「介護が必要になった場合に希望する居住の場」について、自宅での生活を希望すると回答した方の割合が半数を超え、最も多くなっています。
- 区民が安心して住み慣れた自宅や地域で療養生活を送る体制を整備するため、医療職、介護職等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会を開催し、多職種が相互に連携して在宅医療・介護連携に関する現状分析、課題抽出及び施策立案等を行っています。
- 住み慣れた自宅や地域で療養生活を送るための在宅医療や、人生の最終段階にどのような治療やケアを望むのかを身近な人と繰り返し話し合い、本人自らが決定していくACP*(アドバンス・ケア・プランニング:人生会議)について、区民や医療・介護関係者への普及啓発を図るため、講演会・シンポジウムの開催や「在宅療養・ACPガイドブック」の作成などを行っています。

【区民意識調査 在宅医療と ACP の認知度】

	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)
在宅医療の認知度	73.0%	75.6%	72.4%
ACP の認知度	—	10.4%	15.3%

- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地区連携医事業*を通して地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進めています。
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図るため、各地区のあんしんすこやかセンターに在宅療養相談窓口を設置し、区民や医療・介護関係者からの相談に応じるとともに、研修会の実施などにより専門的知識の向上を図っています。



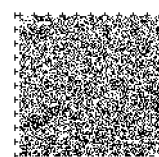
- 在宅で療養生活を送るため医療や介護サービスを区民が主体的に選択できるよう、在宅医療を支える様々な資源の情報をまとめた「世田谷区在宅療養資源マップ」を作成し、あんしんすこやかセンターや地域の医療機関・介護事業所等に配布し、在宅療養相談や区内医療機関との連携に活用しています。
- 区ではうつ病をはじめとする精神疾患は増加傾向にあり、自立支援医療(精神通院医療)や精神障害者保健福祉手帳の申請件数は増加しています。精神障害者等が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、精神障害者等支援連絡協議会を開催し、保健、医療、福祉等の関係機関の連携強化と精神障害施策の充実に向けた検討を進めています。
- 未治療・治療中断等の精神障害者に対する医師・保健師・精神保健相談員等で構成する「多職種チーム」による訪問支援や、措置入院者に対する退院後支援、区長同意による医療保護入院者や長期入院者に対する訪問支援等を行い、医療と連携した地域生活支援を進めています。

今後の課題

- 在宅医療及びACPについて、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要があります。
- 医療や介護が必要な区民がそれぞれの段階に応じた適切な介護サービスや在宅医療を受けることができ、希望する場所での看取りが可能となるための体制の構築が必要です。
- 国連勧告及び国の基本指針で示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築」の考え方にに基づき、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、引き続き保健・医療・福祉等の連携強化、支援体制の充実に向けた取組みを進める必要があります。
- ひきこもり等により必要とする医療に繋がっていないかったり、受診が中断したままとなっている方の中には、受診への抵抗や医療不信があることがあり、医療との丁寧なつながりが求められます。

取組みの方向性

- 本人や家族等が希望する在宅療養や看取りを実現するために、在宅医療やACPについて、さらなる普及啓発に取り組めます。
- 医療や介護が必要な区民がそれぞれの段階に応じた適切な介護サービスや在宅医療を受けることができ、希望する場所での看取りが可能となるよう、地域の保健、医療、福祉等の関係者の連携体制の構築や24時間対応が可能な診療・看取り体制の確保に向けた取組みを進めます。
- 精神科病院の入院者への訪問支援を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問支援が困難な病院が多い経過がありました。引き続き病院との支援関係の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携を一層強化し、支援体制を構築していきます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

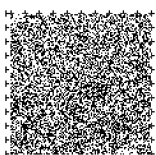
番号	主な取組み	目的と内容
1	在宅医療・ACP の普及啓発	本人や家族等が希望する在宅療養や看取りを実現するために、在宅医療や ACP について、さらなる普及啓発に取り組みます。
2	在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援	在宅医療・介護関係者間の連携をより深めるために、医師会の ICT を用いた多職種ネットワーク構築事業など既存のツールによる情報共有を引き続き支援するとともに、在宅療養資源マップのオンライン化などにより、在宅医療・介護関係者間の情報共有の支援の充実を図っていきます。
3	精神障害者支援施策の充実	国の示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の考え方に基づき、精神科病院における長期入院者への訪問支援や、精神障害を有する方等の地域生活支援等の充実に取り組みます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	在宅医療・ACP の普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の実施回数 【実施計画 施策9-3】	30 回 (令和5年度見込み)	30 回	30 回	30 回	30 回	120 回
2	在宅療養資源マップの Web 運用 【実施計画 施策9-3】	—	一部運用	全面運用	アクセス数向上に向けた取組み	アクセス数向上に向けた取組み	—
3	長期入院者への訪問支援事業における連携精神科病院数(累計) 【実施計画 施策9-2】	16 病院 (令和5年度見込み)	17病院	18病院	19病院	20病院	20病院 (累計)

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	在宅医療・ACP の普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の受講者数 【実施計画 施策9-3】	910 人 (令和5年度見込み)	950人	960人	970人	980人	3,860 人
2	在宅療養資源マップ (Web サイト)のアクセス数 【実施計画 施策9-3】	—	3,000 件	12,000 件	12,100 件	12,300 件	39,400 件
3	精神科病院における長期入院者に対する支援数 【実施計画 施策9-2】	285 回 (令和5年度見込み)	295 回	305 回	315 回	325 回	1,240 回



ACP（人生会議）普及啓発に関する取組み ～区内大学との連携～

区では、ACP（人生会議）普及啓発の取組みの一環として、令和5年度（2023年度）に駒澤大学と連携し、普及啓発ポスターを作成しました。



◆概要

この取組みは、ACPについて学生に学ぶ機会を提供するとともに、本課題になじみが薄い学生の目線から啓発ポスターを作成することにより、より広く啓発することを目的として実施されたものです。

作成にあたり、学生たちはACPについての事前講義等を通して理解を深め、デザインを考案しました。

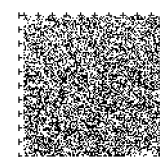


◆採用ポスターの選定



作成したポスターは、区が令和5年（2023年）9月に開催した「在宅療養講演会・シンポジウム」会場にて展示し、参加した区民等による投票を実施しました。投票の結果、上位に選ばれた3作品を区の啓発ポスターとして採用しています。

今後は、採用したポスターを活用しながら、ACPについての周知・普及を進めてまいります。



推進施策3 福祉サービス

▶▶関連する SDGs のゴール

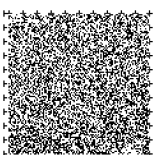


めざす姿 支援を必要とする人に基本的な福祉サービスが確実に届いています。

日常生活を送るうえで困りごとや課題を抱えた方は、その困りごとや課題に対応した高齢福祉、障害福祉、子どもや若者・子育て家庭への支援、生活困窮者支援など、法や制度に基づく基本的なサービスを利用できます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援を必要とする方に、このような制度化された基本的なサービスを確実に届けます。

現状やこれまでの取り組み

- 高齢者については、介護保険制度による要介護・要支援認定者に対しての居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどのほか、ひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯を対象とした区独自の在宅生活支援サービスがあります。
- 障害者(児)については、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付などの自立支援給付、移動支援などの地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援などのほか、障害の程度に応じて支給される手当・年金、ホームヘルパー派遣など日常生活を援助するためのサービスなど、様々なサービスがあります。
- 子ども・子育てについては、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるため、区・医療・地域が連携して相談や子育て支援等に取り組み、顔の見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ*」を実施しています。また、身近なところで地域の人々や子育て支援につながりながら、安心して子育てできるよう、児童館を中核とした地区の相談や見守りネットワークづくり、おでかけひろばでの子育て親子の交流の場の提供、産後ケア事業等の支援を行っています。
- 生活困窮者については、平成26年(2014年)に、生活全般にわたる困りごとの相談窓口としてぷらっとホーム世田谷を設置し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業(個々の状態にあったプランを作成し、関係機関と連携しながら就労支援などを行う事業)や住居確保給付金、家計改善支援事業(家計状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高める支援などを行う事業)などをおして自立に向けた支援を行っています。

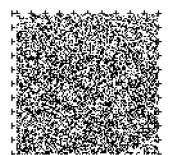


今後の課題

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者、障害者、子ども・若者・子育て家庭、生活困窮者等について、ニーズに応じた福祉サービスをより一層充実させる必要があります。
- 分野ごとのサービスが発展してきた一方で、いわゆる「制度の狭間」が出来てきています。また、分野を超えて複雑化・複合化した課題を抱えた方も増えてきており、制度の狭間の支援ニーズを抱えた方や複雑化・複合化した課題を抱える方への対応を充実させる必要があります。

取組みの方向性

- 各分野においては、必要な福祉サービスの充実やそのための施設整備など、計画をたて、引き続き推進していきます。
- 制度の狭間の支援ニーズを抱えた方や複雑化・複合化した課題を抱える方にも対応できる支援体制を整えます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

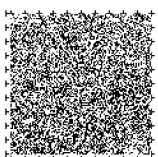
番号	主な取組み	目的と内容
1	認知症に関する身近な相談支援の推進	令和7年(2025年)には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。認知症になってからも、自分らしく安心して暮らしていけるよう、区民に身近な相談窓口であるあんしんすこやかセンターの周知を図るとともに、相談者に寄り添う相談支援に取り組みます。
2	医療的ケア児(者)*の支援	医療的ケア児(者)とその家族に対する支援事業の実施や施設整備、医療的ケア支援に携わる人材の育成などにより、医療的ケア児(者)の日常生活及び社会生活の向上に取り組みます。
3	子育て支援における地域資源開発の推進	身近な地区の子育て支援を一層推進するため、児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者による子育て関係団体ネットワーク会議を各児童館において実施し、子育て支援に必要な地域資源の開発や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいきます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	認知症の相談窓口等を周知する講演会の実施回数 【実施計画 施策9-2】	7回 (令和5年度見込み)	11回	11回	11回	11回	44回
2	医療的ケア支援に携わる人材育成研修の参加者数 【実施計画 施策9-2】	159人 (令和5年度見込み)	179人	190人	200人	210人	779人
3	子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数 【実施計画 施策2-1】	87回 (令和5年度見込み)	95回	98回	99回	104回	396回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	あんしんすこやかセンターの認知症に関する相談件数 【実施計画 施策9-2】	9,440件 (令和5年度見込み)	9,580件	9,720件	9,860件	10,000件	39,160件
2	医療的ケア支援を行う事業所数(累計) 【実施計画 施策9-2】	14施設 (令和5年度見込み)	15施設	16施設	16施設	17施設	17施設(累計)
3	児童館と連携している子育て関係団体の数(累計) 【実施計画 施策2-1】	215団体 (令和5年度見込み)	240団体	250団体	255団体	270団体	270団体(累計)





コラム

ぷらっとホーム世田谷

“ぷらっと” 気軽に立ち寄ることができ、“ホーム(家庭)” のように安心して過ごすことができる場所でありたい。

また鉄道駅で乗り降りする“プラットホーム”のように、新たな生活を歩み始めるための、未来に向けた分岐点となる場所でありたい。

そのような願いを込めて、平成26年に世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が設置されました。

生活困窮者といっても、「生活に困っている」、「就職したい」、「債務がある」、「家賃の支払いや家計面で困っている」など、経済的な問題だけでなく、生活上の様々な困りごとを抱えた方から、幅広く相談をお受けしています。

相談は福祉業務に精通している自立相談支援員が丁寧にお聞きし、ご本人の状況や課題を整理し、ご希望に応じて下記の図のような様々な支援を行っています。

今後、区の推進する重層的支援体制整備事業においても重要な役割を担っており、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対しても、福祉分野に限らず、関係機関と連携して支援していきます。

ぷらっとホーム世田谷の主な支援内容



住む

- 住居確保給付金
- 物件探しのお手伝い
- 日常生活支援アドバイス



はたらく

- キャリアコンサルティング
- 求人開拓、職業紹介など
- 仕事体験、お試し就労



学ぶ

- 各種セミナー開催
(PC 講座など)
- 子どもの学習・生活支援



食べる

- フードバンク
- フードパントリー



参加する

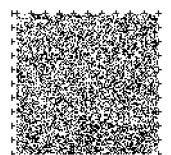
- 居場所づくり
- 日常・社会生活プログラム



やりくりする

- 家計相談
- 受験生チャレンジ貸付

上記の他、くるくるひろば(誰でも利用できる無料リサイクルコーナー)や、専門相談(弁護士や社労士、保健師、医師などへの相談)、生活福祉資金貸付事業(社会福祉協議会の実施事業)なども行っている。



推進施策 4 予防、健康づくり

▶▶ 関連する SDGs のゴール



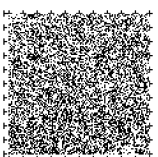
めざす姿

生涯を通じた健康づくりを行い、誰もがいつまでもいきいきと暮らしています。

住み慣れた地域で、誰もがいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、子どもから高齢者まで、誰もが自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、それぞれの状況に応じて、健康づくりや介護予防に取り組めるよう、施策を推進していきます。

現状やこれまでの取り組み

- 令和2年度(2020年度)に行った「世田谷区民の健康づくりに関する調査」では、自分の健康に約9割の区民が関心を持ち、8割を超える区民が健康だと思い、毎日を健やかに充実して暮らしています。
- 区民の健康状況は比較的良好なものと推測され、健康に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多い状況です。区民の平均寿命と65歳健康寿命は延びています。
- 区では、子どもから高齢者までライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。
- 「世田谷版ネウボラ」の取り組みの中で、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目ない支援を行い、親と子の健康づくりに取り組んでいます。
- 区では、区民自らがこころの不調や精神疾患について理解し、ストレス対処や早期に相談するなどの適切な行動がとれるよう、また、身近な人のこころの不調に気がつき、声かけや適切な相談・支援へのつなぎを行うことができるように取り組んでいます。
- 区では、病気の早期発見や自身の健康管理のために、区民健診(16歳以上39歳以下の区民でほかに健診機会のない方を対象とした健康診断)や特定健診(国民健康保険に加入する40歳から74歳の区民を対象にした生活習慣病予防のための健診)などの一般健康診断のほか、がん検診など、健康増進法に基づく目的別の検診を行っています。
- 思春期世代中心に、成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣を整え、からだやこころの変化に気づき、自分自身を主体的に守ることができるよう取り組んでいます。
- 区では、高齢者自身によるセルフマネジメント(自己管理)力を向上させるために、運動、栄養、口腔機能、認知症についてなど、介護予防に必要な基本的な知識を区民に周知する介護予防普及啓発事業を実施しています。



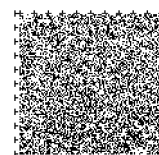
- 高齢者の自立した生活を支えることを目的に、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民参加型・住民主体型サービスや介護予防筋力アップ教室など、多様なサービスの充実に取り組んでいます。

今後の課題

- 平均寿命の延びに対して65歳健康寿命の延びは鈍い状況にあります。健康に関する意識はあっても実践につながらない人や健康無関心層がいることがわかっています。健康無関心層を取り込みながら、関心層も含め、関係者・関係団体などと連携し、区民が、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れた健康づくり施策の推進が必要です。
- 区民一人ひとりのおかれた状況やライフステージに応じた、相談・支援・啓発のこころの健康づくり支援の環境整備について、医療・福祉、教育、労働分野と連携し、世田谷区自殺対策基本方針に基づく自殺対策と一体的に推進していく必要があります。
- 「世田谷版ネウボラ」の取組みの中で、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目ない支援を行うとともに、乳幼児健診の確実な実施、子どもへの望ましい生活習慣の普及・啓発や疾病予防の取組みなどを通じて、子どもの心身の健やかな成長を支援する必要があります。
- コロナ禍によって、高齢者が外出を控えるようになり、活動量低下に伴うフレイル*の進行が懸念されます。区民の活動の場の創出や参加の機会を充実させるとともに積極的な参加を促し、個々の心身の状況に応じて外出や社会とのつながりを持ち、地域のボランティア活動などを通じて生きがいや役割を見出していくことができる環境整備に取り組むことが重要です。

取組みの方向性

- 65歳健康寿命の延伸に向けて、区民へのポピュレーションアプローチ*などを通じ、健康や生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発を行い、ヘルスリテラシー*を高め、区民の望ましい健康づくりを推進していきます。
- 健康に関心はあるが取組みに結び付いていない人や健康に関心がない人を含め、ターゲットに応じた効果的な働きかけを行うとともに、引き続き、性差やライフステージを踏まえた支援に取り組めます。
- 誰でも持ちうる「こころの不調」や「精神疾患」に関する誤解や偏見の解消のために、様々な機会を通じた普及・啓発により、相談や支援につながりやすい環境づくりに取り組めます。あわせて、区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなぐ、支えあいの地域を目指し、関係機関との連携により総合的な自殺対策に取り組めます。
- 外出を控えるようになった高齢者に対して、医療機関や関係団体等と連携した介護予防事業等を通じて、「通いの場」を活用した介護予防の取組みや世田谷いきいき体操*の普及啓発など、区民が主体的に取り組む介護予防の活動を支援していきます。また、自宅で介護予防に取り組めるオンライン形式の介護予防講座を継続するとともに、外出することが習慣化する事業を実施するなど、高齢者の介護予防の機会拡充を図っていきます。

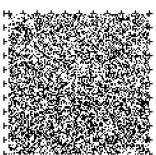


めざす姿の実現に向けた主な取組み

番号	主な取組み	目的と内容
1	望ましい生活習慣につながる環境づくり	健康に関心はあるが取組みに結び付いていない人や健康に関心がない人を含め、区民が、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れ、区民の望ましい健康づくりを推進します。
2	こころの不調や精神疾患についての普及啓発	こころの不調や精神疾患に関する普及・啓発、情報発信事業等により、精神疾患についての偏見や誤解のない地域づくりに取り組みます。
3	自殺対策	区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなぐ、支えあいの地域を目指す「世田谷区自殺対策基本方針」に基づき、自殺対策協議会の運営を通じ関係機関との連携を強化します。
4	介護予防・生活支援サービスの推進	高齢者が身近な地域で介護予防に取り組める環境を実現するため、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民参加型・住民主体型サービスや介護予防筋力アップ教室の充実に取り組みます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1-①	ウォーキングマップの配布数 【実施計画 施策7-1】	5,000 部 (令和5年度 見込み)	10,000 部	5,000 部	5,000 部	5,000 部	25,000 部
1-②	連携事業者によるせたミール*商品の提供店舗数(累計) 【実施計画 施策7-1】	3店舗 (令和5年度 見込み)	4店舗	5店舗	5店舗	5店舗	5店舗 (累計)
2-①	こころの健康に関する講座の開催回数 【実施計画 施策7-2】	68 回 (令和5年度 見込み)	70 回	70 回	70 回	70 回	280 回
2-②	こころの健康に関する相談事業実施回数 【実施計画 施策7-2】	447回 (令和5年度 見込み)	450 回	490 回	490 回	550 回	1,980 回
3	ゲートキーパー講座開催回数 【実施計画 施策7-2】	7回 (令和5年度 見込み)	16 回	16 回	16 回	16 回	64 回
4	住民参加型・住民主体型サービス充実のための研修等の実施 【実施計画 施策7-3】	14回 (令和5年度 見込み)	15回	15回	15回	15回	60 回



■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1-①	1日に30分以上歩いている※ 区民の割合 【実施計画 施策7-1】	77.2%	78.3%	78.8%	79.3%	79.8%	79.8%
1-②	連携店舗によるせたミール商品の供給数 【実施計画 施策7-1】	—	4,200食	5,000食	5,000食	5,000食	19,200食
2-①	こころの健康に関する講座の参加人数 【実施計画 施策7-2】	2,000人 (令和5年度見込み)	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	8,400人
2-②	こころの健康に関する相談件数 【実施計画 施策7-2】	3,800件 (令和5年度見込み)	3,800件	3,900件	3,900件	4,000件	15,600件
3	ゲートキーパー講座参加人数 【実施計画 施策7-2】	380人 (令和5年度見込み)	460人	460人	460人	460人	1,840人
4	住民参加型・住民主体型サービスの利用者数 【実施計画 施策7-3】	4,050人 (令和5年度見込み)	4,090人	4,100人	4,150人	4,310人	16,650人

※30分の歩行:20歳以上の場合は約3,000歩・65歳以上の場合は約2,600歩に相当すると言われている歩行時間

コラム

世田谷区国民健康保険健康ポイント事業のご紹介

世田谷区国民健康保険に加入の40～74歳の方を対象とした健康ポイント事業を実施しています。この事業は、ウォーキングや特定健診の受診など、自身の健康づくりの取組みを一定以上実施した方に、せたがやPayのポイントが当たる内容となっています。

【取組み項目】

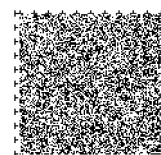
必須の取組み:ウォーキングの実施、特定健康診査の受診

任意の取組み:自分で設定した健康目標の達成、区の実施する保健事業への参加、
各種がん検診等の受診 など

事業に参加することで健康活動を継続できるので、健康意識と健康習慣が自然と身に付き、日頃の体調管理や生活習慣病の予防などにも繋がります。

事業の詳細は、以下をご覧ください。

区ホームページトップ画面>目次から探す>くらし・手続き
>税・保険・年金>国民健康保険



推進施策5 住まい

▶▶関連する SDGs のゴール



めざす姿 1

住まいを確保することが困難な方に対する居住支援の仕組みが充実しています。

住まいは、生活していくうえで欠かせないもので、様々な事情により、自宅に住み続けられなくなったとしても、自宅に代わる住まいは必ず必要になります。しかし、地域には高齢者や障害者、ひとり親世帯など、住まいを確保することが困難な方がいます。誰もが安心して地域で暮らし続けるために、そのような住まいの確保に困難を抱えている方を支える仕組みを充実させていきます。

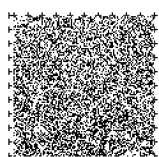
現状やこれまでの取り組み

- 区は、平成19年(2007年)に住まいサポートセンターを設置し、住まいに関する各種相談を受け付けています。住まいサポートセンターでは、高齢者や障害者、ひとり親世帯等、住まいを確保することが困難な方を対象に、区と協定を結んだ不動産団体の協力のもと、民間賃貸住宅の空き室情報を提供する「お部屋探しサポート」を実施しています。ノウハウも蓄積され、相談者の約半数に希望する空き室の情報提供が来ています。

【お部屋探しサポートの実績】

令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
相談者数	情報提供人数	提供率	相談者数	情報提供人数	提供率	相談者数	情報提供人数	提供率
279人	106人	38%	261人	126人	48%	291人	136人	47%

- 住まいの確保が困難な方の民間住宅への円滑な入居を促進するために、平成29年(2017年)に居住支援協議会を設立しました。関係団体が連携し、住まいの確保が困難な方と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、居住支援に係る情報提供等の支援を実施しています。具体的には、居住支援事業や福祉サービスを紹介するセミナーの開催、パンフレットの発行、区ホームページへの不動産団体協力店リストの掲載などを行っています。令和4年度(2022年度)からは、都道府県が指定する居住支援法人*(令和5年(2023年)4月時点で6法人)も参加し、居住支援に関する連携を深めています。居住支援法人は家賃債務保証の提供や賃貸住宅への入居促進に係る住宅情報の提供・相談・見守り等の生活支援、住宅の提供(法人が借り上げた住宅を転貸)等を行っています。
- 住まいを確保することが困難な方向けに、区営住宅等を一定数確保しています。
- 18歳未満の子どもを養育するひとり親世帯の方(所得制限等条件あり)が、対象の住宅に転居する場合に、区が賃貸人に家賃の一部を補助する「ひとり親世帯家賃低廉化補助事業」を実施しています。



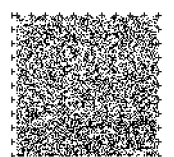
- 特に難しいといわれている精神疾患のある方の居住支援の拡充として、区の救急通報システムや緊急介護人派遣事業の対象に、病院を退院し地域で暮らす精神障害者を加えました。

今後の課題

- 高齢者、障害者、子育て世帯等への民間賃貸住宅の提供について、賃貸人の理解促進に引き続き努めていく必要があります。

取組みの方向性

- 住まいを確保することが困難な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするため、居住支援協議会を中心に、引き続き居住支援の取組みを推進していきます。
- 地区においては、窓口での相談やアウトリーチにより住まいに関してお困りの方を把握した時には、居住支援機関等に適切につながります。なお、繋いだ後も必要に応じて本人に必要な福祉的な支援を実施し、家主や不動産事業者の不安を軽減できるよう努めるとともに、転居後に孤立することがないように努めます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

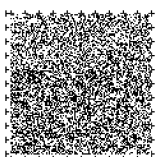
番号	主な取組み	目的と内容
1	高齢・障害者等住宅確保要配慮者への入居支援	民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援やサービス等の推進に取り組みます。お部屋探しサポートでは、区と協定を結んだ不動産団体と協力し、民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。
2	ひとり親世帯の居住の安定	18歳未満の子どもを養育する低額所得のひとり親世帯に対する家賃低廉化補助の対象住宅を増やす取組みなど、民間賃貸住宅への入居支援を推進します。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	お部屋探しサポートの利用相談者数 【実施計画 施策 9-1】	280人 (令和5年度 見込み)	290人	290人	300人	300人	1,180人
2	補助対象住宅の新規登録件数 【実施計画 施策 9-1】	7件 (令和5年 12月時点)	8件	8件	8件	8件	32件

■取組みの成果指標■

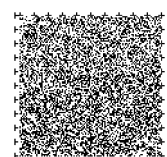
番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	お部屋探しサポートによる 物件情報提供を受けた利用者数 【実施計画 施策 9-1】	120人 (令和5年度 見込み)	130人	130人	140人	140人	540人
2	補助対象住宅への入居件数(累計) 【実施計画 施策 9-1】	14件 (令和5年 12月時点)	24件	32件	40件	48件	48件 (累計)





世田谷区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、区内にお住まいの高齢者等の対象となる方に、民間賃貸住宅の空き室情報を提供しています。また、賃貸物件の相場確認や探し方のポイントや契約前の準備等のアドバイス、入居後の居住支援サービス情報を提供するなど、お部屋探しにお困りの方のサポートも行っています。

対象となる方	世田谷区にお住まいで、次のいずれかに該当する方 ○60歳以上の単身、または高齢者のみの世帯 ○障害者の単身、または障害者がいる世帯 ○18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯 ○LGBTQの方 ○外国人(在留カード等をお持ちの方)の方がいる世帯 ※日本語でのご案内になるため、日本語を話せるか、日本語を話せる方をご同伴できる場合に、ご利用いただけます。
実施日時	毎週木曜・第1～4火曜、金曜 午後1時～午後4時 ※祝日及び次の期間を除く 8月10日～20日、12月20日～1月15日
実施会場	○毎週木曜日 世田谷区役所居住支援課 ○第3・4火曜 北沢総合支所区民相談室 ○第1・2火曜 玉川総合支所区民相談室 ○第1・3金曜 砧総合支所区民相談室 ○第2・4金曜 烏山総合支所区民相談室



めざす姿 2

多様なニーズに応えられる、多様な住まいが確保されています。

在宅での自立した生活を送ることが困難になった方が地域で暮らし続けるために、また、入院中・入所中の方が地域に戻って安心して暮らしていくために、グループホーム*等をはじめ、多様な住まいを整備します。

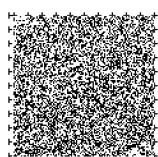
現状やこれまでの取組み

- 区では、住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望がありながら、加齢や障害等により在宅での自立した生活を送ることが困難な方や、地域に戻って暮らしたいという希望を持った病院や施設にいる方のための住まいの確保に取り組んでいます。
- 高齢者の生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームや、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進めています。

高齢者施設種別	令和5年度(2023年度)見込み	
認知症高齢者グループホーム	49 か所	定員 918 人
都市型軽費老人ホーム	11 か所	定員 200 人

- 障害者施設については、東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘からの地域移行先や、本人が望む自立した地域生活を送るための住まいとして、いわゆる親亡き後も見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備を進めています。また、区内の不動産所有者向けのセミナーにおいて、区の障害者グループホーム等の整備事業の紹介・協力依頼を行っています。

障害者施設種別	令和5年度(2023年度)見込み	
中軽度者向けグループホーム (内、精神障害者向けグループホーム)	75か所 (39か所)	定員426人 (定員204人)
重度者向けグループホーム	4か所	定員44人

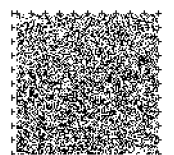


今後の課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、支援が必要な高齢者や認知症高齢者が増加する見込みであることから、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム等を引き続き計画的に整備していく必要があります。
- 中軽度者向け障害者グループホームの整備は民間事業者主導により一定程度進んでいる一方、重度者向けの整備は進んでおらず、令和12年度(2030年度)までに最大で約230人分不足すると予測しています。重度者向けの整備が進まないことで、入所施設からの地域移行が進まない状況となっています。

取組みの方向性

- 在宅での自立した生活を送ることが困難な方も、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、病院や施設にいる人が住み慣れた地域での生活に戻れるよう、多様な住まいの適切な供給を図っていきます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

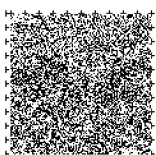
番号	主な取組み	目的と内容
1	支援や介護が必要な高齢者向けの環境整備	生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームや、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進めます。
2	重度障害者向けグループホームの整備	住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる住まいであり、障害者支援施設梅ヶ丘等の入所施設からの地域移行先ともなる重度障害者向けグループホームの整備を進めます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1-①	認知症高齢者グループ ホームの新規整備数 【実施計画 施策 9-1】	整備数 1箇所 累計整備数 49箇所	4箇所			第10期 世田谷区 高齢者保健 福祉計画・ 介護保険 事業計画 に基づく取 組み	整備数 4箇所 累計整備数 53箇所
1-②	都市型軽費老人ホームの 新規整備数 【実施計画 施策 9-1】	整備数 0箇所 累計整備数 11箇所	3箇所				整備数 3箇所 累計整備数 14箇所
2	重度障害者向けグループ ホームの新規施設整備数 【実施計画 施策 9-1】	整備数 1箇所 累計整備数 4箇所	2箇所	1箇所	4箇所	1箇所	整備数 8箇所 累計整備数 12箇所

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1-①	認知症高齢者グループ ホームの定員数(累計) 【実施計画 施策 9-1】	918人	990人			第10期 世田谷区高 齢者保健福 祉計画・介 護保険事業 計画に基づ く取組み	990人 (累計)
1-②	都市型軽費老人ホームの 定員数(累計) 【実施計画 施策 9-1】	200人	260人				260人 (累計)
2	重度障害者向けグループホーム の定員数(累計) 【実施計画 施策 9-1】	44人	53人	58人	110人	115人	115人 (累計)



コラム

認知症高齢者グループホーム



認知症高齢者グループホームは、認知症の状態にある方が、家庭的でゆったりと落ち着いた雰囲気の中で、少人数で共同生活を行う住居です。複数の居室（個室）と居間、食堂、台所等で構成される生活空間で、食事の支度、掃除、洗濯等を職員の手を借りながら各自ができる部分を行うとともに、個々の状態に応じて必要な介護等を受けることができます。

生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームの整備を、今後も計画的に進めてまいります。



ギタリスト(職員)の演奏に合わせて歌う入居者



手打ちうどんを作っているところ

コラム

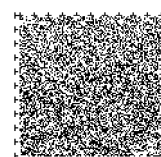
障害者グループホーム



グループホームとは、障害者が地域で自立した生活を送るために、支援員などから生活の援助を受けながら共同で生活する居住の場です。

区内には、令和6年1月現在、79箇所の障害者グループホームがあります。

区では、障害のある人もない人も、お互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現に向けて、生活の基盤である住まいの確保策の一つとして、障害者グループホームの整備を進めています。



推進施策 6 日常生活の支援

▶▶ 関連する SDGs のゴール



めざす姿

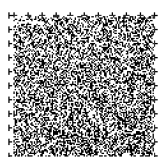
区民の相談内容や困りごとから日常生活における支援ニーズを把握し、不足する資源やサービスについては、新たに開発することで多様な支援ニーズに対応できています。

福祉の支援ニーズは多様化しており、すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービス以外にも地域での支え合いの活動など、より身近な日常生活の場で、ニーズに沿った支援が切れ目なく、包括的、継続的に受けられることが重要です。そのため、日ごろより区民の相談内容や、支援ニーズから課題を分析し、地域で活動している区民や、地域活動団体、事業者等と連携、協力して多様な主体による多様なサービスを拡充していきます。

現状やこれまでの取り組み

- 「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の課題を抽出し、四者連携会議で共有しています。四者連携会議の結果を踏まえて、地区の資源を開発し、新たな日常生活の支援に結びつけています。
- 各地区のまちづくりセンターに、社会福祉協議会の地区担当職員を配置しています。地区担当職員は、地区における分野に関わらない生活支援ニーズ（買い物、話し相手、掃除など）を把握し、そのニーズに対応するために、地区の資源の調査や、様々な関係機関、団体と連携して、一人ひとりの支援ニーズに沿った支援を行っています。
- 社会福祉協議会では日常生活を支援するため、様々な取り組みを行っています。

ふれあい・いきいきサロン、 支えあいミニデイ	閉じこもり*や孤立・孤独の解消に向け「楽しく」「気軽に」「無理なく」を基本として、区民が自主的に取り組む仲間づくりの活動を支援しています。
ふれあいサービス	福祉的支援を必要とする区民に対し、協力会員として登録した住民が家事支援、生活支援、外出支援を実施します。地域活動団体や住民と連携し、生活支援サービスに取り組んでいます。
地区サポーター制度	町会・自治会、福祉施設、地域団体等公益性の高い地域福祉活動に地区サポーター（住民ボランティア）を派遣しています。
協議体	地域生活課題を解決していくための居場所や生活支援サービスなど新たな地域資源の創出に向け、生活支援サービスの提供主体や地域活動団体が参画する協議体を開催し、定期的な情報共有や連携強化、課題解決に取り組んでいます。



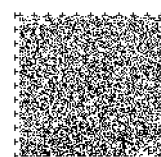
- 子ども・子育て関係の社会資源開発については、各児童館が地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会地区担当者と連携し、子育て関係団体ネットワーク会議等を通じて、地区における子育て支援の課題の共有をはじめ、地域人材の発掘や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいます。
- 核家族化が進み、育児に不安やストレスを感じている方や手助けを必要としている子育て世帯が増えており、誰もが安心して子どもを育てるためには、地域全体で子どもや子育て世帯を見守り、共に育てていくことが大切です。区では社会福祉協議会と協力し、子育てのサポートを受けたい方と援助協力が可能な方による支え合い活動としてファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

今後の課題

- 障害者の地域移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するうえで、障害者を対象とした地域資源開発や日常生活支援が不足しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活支援の活動が停滞する、使用していた福祉施設の使用が制限されるといったことも発生しました。停滞した日常生活の支援を再開させ、積極的な支援を実施していく必要があります。
- 支援を必要とする人を、速やかに、かつ適切にサービス(支援)に繋げるためには、開発した地域資源や各支援機関同士のネットワークを強化する必要があります。

取組みの方向性

- 引き続き、「福祉の相談窓口」における相談や地域ケア会議、地区アセスメント等により、生活支援等のニーズや課題把握に努め、様々な機関と連携して支援が必要な方に寄り添った包括的・継続的な支援に取り組めます。
- また、区民や地域の活動団体、事業者、NPOなど、多様な主体が参加する協議体等場で、地域課題の解決に向けた具体的な検討を重ね、必要とされる身近な居場所や生活支援サービスなど、障害者を対象とした地域資源も含め、新たな地域資源の創出に取り組めます。
- 感染防止対策を徹底し、日常生活支援の活動を継続していくとともに、今後はICTを通じた居場所の充実や多世代交流の機会づくりなど、新しい取組みを検討していきます。開発した地域資源(サロン、ミニデイ等)や支援機関(社会福祉法人、NPO団体等)などでネットワークを構築し、参加団体間での生活支援に関するニーズや課題の把握、支援実践の共有などの強化を図ります。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

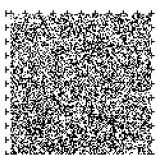
番号	主な取組み	目的と内容
1	地区の課題に対応した居場所や生活支援サービスの創出	「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の課題を抽出し、四者連携会議を経て、居場所や生活支援サービスを創出していきます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	四者連携会議の開催回数 【実施計画 施策8-1】	280回 (令和5年度 見込み)	280回	280回	280回	280回	1,120 回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	生活支援サービスの年度 未件数(累計)	80件	82件	85件	87件	90件	90件



「福祉の相談窓口」では、相談を受ける中で地域生活上の課題を把握し支援を行っています。住民の生活を取り巻く環境や状況の変化に伴い、買い物に関するお困りごとの声を多く聞くようになりました。

「バス路線の変更や廃止に伴い、高齢者の買い物不便が生じている」

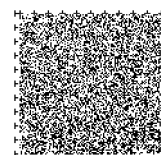
「徒歩圏内に大型スーパーがあり、これまで不便は感じていなかったが、住民の高齢化が進み、歩いて買い物に行くことが難しくなっている。重い荷物を持ち帰れない」

こうしたお困りごとをアンケート調査の実施や懇談会を通じて住民と共有します。その上で、住民や関係機関等との検討会の開催、スーパー等の企業への協力要請と調整、住民説明会の開催等を経て、移動販売の取組みが各地でスタートしています。

移動販売日には、近隣住民が顔をあわせて「あら元気だった?」「今日はおいしそうなお刺身があるわね!」など、対面販売ならではの会話が弾みます。「生鮮食品や日用品などが、近所で、しかも自分で選べて買い物が出来るのは楽しいね」などの声もいただいています。

移動販売の実施による買い物不便の解消はもとより移動販売と合わせたイベント・出張相談会の開催や、荷物の運搬ボランティアの募集などを通じて、買い物支援から住民同士の交流や絆の醸成や地域づくりにも繋がっていくことが大切です。

今後も各地区の買い物支援ニーズに合わせ、移動販売車の誘致・協力企業等の拡大とともに、移動販売マップの作成や買い物ツアーの実施など、多様な買い物支援サービスの創出が求められています。



推進施策 7 就労

▶▶ 関連する SDGs のゴール



めざす姿 働きたいすべての人が、その人らしく働くことができます。

何らかの課題を抱えていて働くことが困難な状況にあっても、その人が望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めて支援していきます。

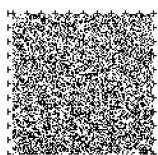
現状やこれまでの取り組み

- 区では、三茶おしごとカフェをはじめ、障害のある方や生活困窮者など、相談者の状況に合わせた体制を整備し、あらゆる方が望む働き方を実現できるようサポートしています。

【世田谷区の主な就労支援機関】

三茶おしごとカフェ (三軒茶屋就労支援センター)	国のハローワーク窓口を併設した仕事探しを総合的に支援する相談窓口。キャリアカウンセリング、職業紹介、起業等多様な働き方の提案、求人開拓等を実施。また、事業者の課題解決と高齢者の生活を持続的に豊かにすることを目指すシニアマッチング事業 R60-SETAGAYA-を実施。
ぷらっとホーム世田谷	生活全般にわたる困りごとの相談窓口。福祉的支援が必要な方への就労準備支援、求人開拓、職業紹介、定着支援等の個別支援や就労訓練事業へのつなぎを実施。
就職サポートコーナーきぬた (砧総合支所内)	ハローワークの就職支援ナビゲーターが常駐し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等で、本人に一定の就労意欲や能力が見込まれる方への職業紹介と支援を実施。
シルバー人材センター	高齢者のための臨時的・短期的・軽作業の仕事を民間、家庭、公共団体から請負、委任の形で引き受け、会員に提供。
世田谷区障害者 就労支援センター	障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、安定・充実した社会生活を送れるよう、就労支援、職場定着支援、生活面の支援を一体的に提供。
せたがや若者サポート ステーション	一般就労になじまず支援が必要な若者、就職氷河期世代の方を対象に、相談、集中訓練、仕事講話、職場体験、定着・ステップアップ事業等を実施。
青少年交流センター	若者を対象とした就労体験・就労支援プログラム(P-work)を実施。
男女共同参画センター らぶらす	ライフステージに応じた女性のための働き方・キャリアについての相談に応じる「女性のための働き方サポート相談」を実施。「起業相談」も実施。

- 令和5年(2023年)9月の、世田谷区を管轄するハローワーク渋谷の有効求人倍率は2.0倍と、仕事を探している人よりも求人が多い状況にあります。



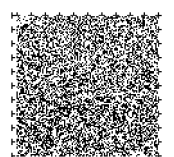
- また、令和6年(2024年)4月から障害者雇用率制度(法定雇用率)における算定方法が変更となり、一部の方の週所定労働時間が現行の「20時間以上30時間未満」から「10時間以上20時間未満」に緩和されることで、障害のある方の就労環境についても改善される見通しです。

今後の課題

- 労働市場は求人が多い状況にある一方で、ひきこもり状態、障害、病気など、様々な背景により、就労までにステップが必要な方や、その方が望むような働き方ができていない人がいます。そういった方も取り残さないための支援を充実していくことが求められます。
- 働くことができてからも、孤独や不安定な生活など、「働くこと以外の問題」により就労を継続することが困難になることも多く、各就労支援機関のみの支援には限界があります。
- 事業者は、多様な働き方に柔軟に対応し、誰もが働きやすい職場づくりを進めていくことを求められています。
- 収入を得るためだけの就労ではなく、社会貢献や生きがい創出のための就労支援もより充実していく必要があります。

取組みの方向性

- 相談者のニーズにより一層応えられるよう、各種就労相談窓口における支援の充実に引き続き取り組みます。
- 就労までにステップが必要な人のために、中間的就労をはじめ、短時間就労や仕事の体験といった場の開発が進むよう事業者に働きかけ、就労に臨む準備段階からの支援をさらに充実していきます。
- 地区においては、福祉の相談窓口をはじめとした各種相談支援機関が、本人に寄り添った相談支援を実施しながら、就労支援につなげることが望ましいタイミングで、本人にあった就労相談窓口に適切に繋がります。繋いだ後も本人が抱えている「働くこと以外の問題」への支援を継続し、就労支援機関とチームによる支援を展開します。また、相談に繋がれていない潜在的な方もアウトリーチにより発見し、適切に窓口に繋いでいきます。
- 事業者が多様な働き方を受け入れて誰もが働きやすい職場環境を作り、個性や能力を経営に活かせるようバックアップしていきます。
- 社会貢献や生きがい創出のための就労支援をさらに充実していきます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

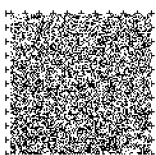
番号	主な取組み	目的と内容
1	中間的就労や仕事体験の場の開発	就労までにステップが必要な人のために、中間的就労や仕事の体験といった場の開発が進むよう事業者働きかけ、就労に臨む準備段階からの支援をさらに充実していきます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1-①	中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数(累計) (ぷらっとホーム世田谷)	42事業者 (令和5年12月時点)	47事業者	52事業者	57事業者	62事業者	62事業者
1-②	中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数(累計) (せたがや若者サポートステーション)	31事業者 (令和5年12月時点)	35事業者	38事業者	41事業者	44事業者	44事業者

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1-①	中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数 (ぷらっとホーム世田谷)	172人 (令和5年12月時点)	205人	215人	225人	235人	880人
1-②	中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数 (せたがや若者サポートステーション)	161人 (令和5年12月時点)	210人	220人	230人	240人	900人



世田谷・福祉生まれのモノゴトを届ける



Produced by
マガジンハウス  × 世田谷区

2022年12月、区では、マガジンハウスの福祉をたずねるウェブマガジン〈こここ〉と連携して「世田谷・福祉生まれのモノゴトを届けるプロジェクト〈せせせ〉」をスタートしました。

〈せせせ〉は、多様な特性や特技を持つ人と協働し、ものづくりを続けてきた障害者施設の専門性と、写真や文章、デザインの力を用いて物事を魅力的に発信するメディア企業・マガジンハウスの専門性をかけあわせ、商品の魅力発信や、施設にとっての新しい機会づくりにより、販路拡大と施設利用者の方の工賃向上を目指しています。

ものづくりを手掛ける
世田谷区内の障害者施設

マガジンハウス
〈こここ〉

モノの魅力
ヒトの魅力
コトの魅力

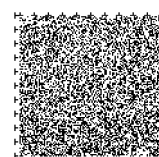
編集するノウハウ
魅せるノウハウ
発信するノウハウ



@SESESE.PROJECT

本事業では、オンラインショップの運営による販路拡大をはじめ、Instagram等のメディア活用、せせせマルシェ開催等を通じて、プロダクトの魅力発信を行うとともに、施設向けセミナー&ワークショップによる商品開発のアドバイス等により販売をサポートしています。

オンラインショップの送料特別割引や対面販売するスペースの無償提供、店舗での周知PRの協力など、〈せせせ〉の趣旨に賛同いただく企業の輪が広がっています。



推進施策 8 学校や教育分野と福祉分野の連携

▶▶ 関連する SDGs のゴール



めざす姿 1

教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、誰一人取り残さない教育を推進します。

いじめや不登校は学校生活における最重要課題の一つであるとともに、どの子にも起こり得るもので、長期のひきこもりのきっかけになることもあることから、迅速な対応が重要です。

また、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、勉強する時間や遊ぶ時間がとれない、睡眠がとれないなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があります。そのため、教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に結びつくよう取り組みます。

教育部門と福祉部門の情報共有を密にし、多職種が連携することで、子ども一人ひとりの特性に応じた支援を実施します。また、保護者が抱えている課題にも着目し、世帯全体を一体的に支援するとともに、いじめや不登校に至る前に適切な支援が実施できるよう取り組みます。

現状やこれまでの取り組み

- 世田谷区における不登校(病気や経済的理由以外での年度間に累積で30日以上欠席の児童・生徒)の人数は下記のとおりとなっており、近年急増しています。

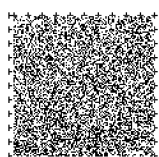
令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
825名	968名	1,228名	1,540名

- 区では令和2年度(2020年度)は児童の33.6%が私立中学校へ進学しています。
- 区では平成25年(2013年)より、区内在住の子どもや区内の学校・施設などに通っている子どもの人権を擁護し、救済を図ることを目的に「せたがやホッと子どもサポート」を設置しました。区長部局と教育委員会が一体となって救済等に取り組んでいくことを明確にするために、区長と教育委員会の共同設置の附属機関としています。子ども本人の意向に寄り添いながら、助言や支援を行うとともに、子どもの最善の利益を目指し、関係機関に対して協力・改善などの働きかけを行っています。

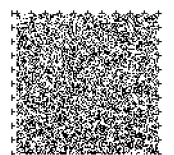
相談件数	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
新規	208件	300件	367件
前年度からの継続	94件	66件	74件

主な相談内容(令和4年度(2022年度))

いじめ	対人関係	学校・教職員等の対応	虐待	心身の悩み	家庭・家族	子育て
48件	91件	64件	20件	27件	43件	26件



- 令和2年度(2020年度)に実施した区のひきこもり実態把握調査では、ひきこもりに至った経緯として「不登校から」(29.2%)が最も多く、10年以上ひきこもっている方の割合が全体の37.6%と長期化しています。また、ひきこもり対象者だけではなく、同居家族も含めた世帯全体をフォローしていく必要があります。
- メルクマールセタがやでは、区内の中学生、高校生世代で不登校などにより社会参加に一步踏み出せずにいる若者やその家族をサポートする「ティーンズサポート事業」のチラシを、毎年区立中学校全生徒に向けて配布するとともに、中学校個別訪問による事業説明や、「不登校保護者のつどい」での事業紹介も行っています。令和4年度(2022年度)は、教育相談室・不登校支援窓口に出向いての事業説明を行うなど、連携の強化に取り組んでいます。
- 妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるため、区・医療・地域が連携して相談支援を実施している「世田谷版ネウボラ」では、令和5年度(2023年度)より保健師、子育てプランを一緒に考える「母子保健コーディネーター」、教育・保育施設や子育て支援を円滑に利用できるよう案内などを行う「子育て応援相談員」に、地域において子育てに関する情報提供や相談・支援などを行う「地域子育て支援コーディネーター」を加え、四者がチームとなり、地域の人々や子育て支援につながるよう伴走型相談支援に力を注いでいます。
- 子ども・教育・高齢・障害・生活福祉の各分野の所管課で構成されるヤングケアラー支援連絡会・勉強会を年に数回実施し、ヤングケアラー支援についての検討や情報交換を行って庁内横断的に支援に取り組んでいます。
- 区では令和4年(2022年)に区立小学校4～6年生、区立中学校1～3年生、区内在住の高校生世代を対象に、ヤングケアラーに関する実態調査を実施しました。また、子ども家庭支援センターや学校、福祉事業者、児童館等の子ども関係機関など30機関の職員に対し、ヒアリング調査を行いました。
- 社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、区立小中学校からの要請などにに基づき福祉分野に関する知見を用いて福祉的課題のある児童・生徒やその保護者への働きかけ、関係機関との連絡・調整を行い、児童・生徒やその保護者及び学校を支援しています。

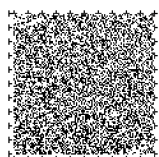


今後の課題

- 不登校児童・生徒の増加傾向が続く中、不登校を未然に防ぐための支援や、不登校状態の長期化またはひきこもり状態になった児童・生徒の支援など、個々の状況に合わせた支援策の充実が重要です。また、相談内容も複雑化・多様化しており、教育と福祉の連携が重要となっています。さらなる相談体制・機能の充実と、不登校児童・生徒が長期ひきこもりに移行しないよう、区長部局と教育委員会、学校が連携した早期支援につなげるなど、連携の強化が必要です。
- 「世田谷版ネウボラ」は、妊娠期から就学前の子を対象としているため、保護者が望まない場合、就学を境に支援が途切れてしまう場合があります。さらに義務教育が終わる15歳になると教育委員会の支援も途切れてしまう場合があります。
- 特に国立や私立の小学校、中学校へ通う児童・生徒については区に入ってくる情報も少なく、教育委員会や福祉の支援から漏れやすいといった課題があります。
- 18歳未満のヤングケアラーへの支援は、子ども家庭支援センターが相談窓口となり、各機関と連携し、要保護児童支援協議会の枠組みを活用しながら実施していますが、本人や家族に自覚がないことや、周囲からの見えづらさ・理解不足などから、問題が潜在化する課題があります。
- ヤングケアラーに関する実態調査では、学校や大人に助けてほしいこととして、学習支援や居場所の支援、本人が身近なところで相談しやすい環境づくりなどが多く挙げられています。
- 18歳以上の若者への支援の必要性も増加しています。また、課題自体も複雑化・複合化しており、今後一層の福祉と教育の連携が必要です。

取組みの方向性

- 不登校を未然に防ぐことや、ひきこもり状態になった児童・生徒に対し早期の支援につなげるためには、学校や教育分野と福祉分野の連携体制をさらに強化する必要があります。既存の世田谷区子ども・若者支援協議会を通じて相互の支援情報の共有や、個別ケースごとの支援会議での連携など、さらなる連携強化を図り支援体制を充実させていきます。
- ヤングケアラー支援にあたっては、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の関係機関等との綿密な連携を促進し、早期に必要な支援につながる環境づくりを行うことが重要です。各関係機関等における地域の支援力を強化するとともに、当事者が相談しやすい環境づくりを推進することにより、区におけるヤングケアラー支援体制を強化します。
- また、18歳以上のヤングケアラーには、重層的支援体制整備事業を活用し、多機関協働事業者が中心となって、継続的に切れ目のない支援を行います。また、必要に応じて支援者に同行し、当事者への共感・伴走型支援を行います。
- 区民の様々なライフステージの変化に伴い、支援が途切れてしまわないよう情報システムなどを活用し、情報の連携を推進します。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

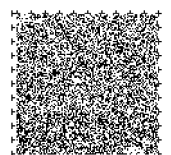
番号	主な取組み	目的と内容
1	世田谷区子ども・若者支援協議会	世田谷区子ども・若者支援協議会において、情報等の共有や支援の内容に関する協議をおこなうとともに、個別のケース検討会議を開催し、教育分野と福祉分野が連携した支援につなげます。
2	不登校支援グループによる相談受付・支援活動の実施	心理士やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援グループを設置し、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行い、早期に適切な支援に結びつけるとともに、学校等への支援体制の強化に取り組みます。
3	ヤングケアラーへの支援の推進	本人や家族に自覚がなく問題が潜在化しやすいヤングケアラーに対し、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の支援団体等が連携しながら、ヤングケアラーとその家族に寄り添い、早期に必要な支援につながる環境づくりを推進します。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	世田谷区子ども・若者支援協議会 (個別ケース検討会議は随時実施)	2回	2回	2回	2回	2回	8回
2	不登校児童・生徒や保護者の支援件数 【実施計画 施策5-1】	560件 (令和5年度見込み)	580件	600件	650件	650件	2,480件
3	ヤングケアラー支援に関する研修等の実施回数 【実施計画 施策2-2】	5回 (令和5年12月時点)	5回	6回	6回	6回	23回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	教育部門と福祉部門の連携が必要なケースについて、支援者が多くのケースにおいて連携が取れていると回答した割合	42.4%	45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	51.0%
2	どこにもつながっていない不登校児童・生徒の割合 【実施計画 施策5-1】	25.3% (令和4年度)	23.0%	20.0%	19.0%	18.0%	18.0%
3	ヤングケアラー支援に関する研修等のアンケートで理解が深まったと回答した人数 【実施計画 施策2-2】	64人 (令和5年12月時点)	80人	96人	96人	96人	368人



めざす姿 2

子どもや若者自らが、その時々ニーズにあわせて選ぶことができ、成長ができる多様な居場所や環境が充実しています。

近年は不登校になる子どもが急増し、教育相談室(教育総合センター・教育相談室分室)での来室相談や電話相談、不登校支援窓口での相談件数も増えているほか、各地区の福祉の相談窓口にも不登校に関する相談が寄せられるようになってきています。

子どもや若者が意見を言いやすい環境をつくっていくとともに、一人ひとりの子どもたちが求める居場所を正確に捉え、自己肯定感を高めることができ、主体的に活動する場や機会が充実するなど、様々な居場所を提供する必要があります。

現状やこれまでの取り組み

- 教育相談室では、学校や社会などへの適応困難を示す幼児・児童・生徒への心理的な援助や、保護者及び学校からの教育や福祉に関する相談に対し、教育相談全般にわたる専門的知識・技能を有する心理教育相談員等により適切な支援を行っています。

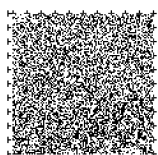
※回数とは、1回の面接及び他機関との連携をすべて1として合計したもの。

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
教育相談対応回数※	13,464回	16,141回	15,932回

- ほっとスクール(教育支援センター)は、心理的理由などにより不登校の状態にある児童・生徒が、体験活動やスポーツなどの集団生活を通して、社会性や協調性を育み、自立心を養い、学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援をおこなっています。「城山」「尾山台」「希望丘」の3か所があります。

令和4年度(2022年度)実績	相談・見学件数	入室者数	高校等進学者数	学校復帰者数
ほっとスクール城山	351件	27人	7人	0人
ほっとスクール尾山台	173件	5人	1人	1人
ほっとスクール希望丘	1,211件	44人	9人	3人

- 不登校生徒に応じた特別の教育課程を編成して教育を実施する分教室型の学校として、令和4年(2022年)4月に新たに世田谷中学校学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」を開設しました。
- 主に39歳までの若者がふらっと立ち寄り、思い思いに過ごすことができる施設として、区内3か所(池之上、野毛、希望丘)に、青少年交流センターを設けています。若者一人ひとりの「やってみたい」、「やってみよう」を、若者の活動をサポートする専門スタッフ「ユースワーカー」が地域の方々と一緒に応援しています。
- 平成27年(2015年)に昭和女子大学と「若者支援の分野における連携協力に関する協定」を締結し、若者の身近な居場所「あいりす」を三軒茶屋に開設しました。小学校5年生から24歳までの女性を対象に年齢の近い昭和女子大学的女子学生スタッフと一緒に遊んだりして過ごすことができます。また、毎月様々なイベントを実施し、若者の居場所を提供しています。



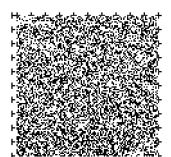
- 多世代交流の場として親しまれている「岡さんのいえTOMO」にて、平成27年(2015年)から上北沢に若者の身近な居場所「たからぼこ」を開設しています。小学校5年生から中、高生世代が対象となっており、大学生スタッフとその時々“やりたい”を一緒に楽しみながら過ごしています。
- メルクマールせたがやでは、ひきこもり等の様々な理由から社会と接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた方に対して個人相談等を実施し、就労支援機関である「せたがや若者サポートステーション」と一体的に『世田谷若者総合支援センター』として若者の自立を総合的にサポートしています。
- 令和3年(2021年)より生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」を開始しました。子どもの貧困対策の推進及び児童相談所設置区におけるセーフティネットの強化として、家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、学習・生活習慣等に課題を抱えている中学生とその家庭を支援しています。
- 社会福祉協議会では「孤食」や経済的理由による「欠食」の状況にある子ども達を中心に、安心できる居場所である「子ども食堂」を支援しています。子ども食堂では地域交流を通じた食育や、皆で食べる楽しさを共有できる場であるとともに、一部の子ども食堂では学習支援もおこなっています。

今後の課題

- 児童館が地区の子どもの居場所づくりの拠点となり、地域関係者や活動団体等との関係強化により、成長段階に応じて子どもが安心して過ごすことのできる多様な居場所を確保していく必要があります。
- 子どもの貧困は、単に経済的に困窮しているだけでなく、生きる・育つ・守られる・参加するという「子どもの権利」が保障されないリスクを高めます。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう環境を整備するとともに、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切る必要があります。

取組みの方向性

- 子どもを中心とする放課後等の過ごし方について、区や保護者、地域との関わりの中での多様な居場所づくりやつながる仕組みを検討し、子ども自らが、その時々ニーズにあわせて、放課後等の居場所を選び、遊び、成長することができる環境を充実させます。
- 生活困難を抱える子どもに対し、食の提供をはじめとする生活支援や、学習支援の機能をもつ居場所の充実を図るとともに、地域で安心して過ごすことができ、様々な体験や他者との関わりの中で自己肯定感を高められるよう成長と家庭の生活の安定に向けた多様な居場所の確保に努めます。
- 中高生の活動や地域の団体による子ども・子育て支援、学習支援の場の充実のために、児童館の閉館後や休館日の活用を行う等、効率的・効果的な運用を図ります。
- 若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成します。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

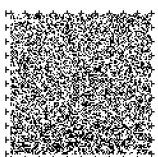
番号	主な取組み	目的と内容
1	子どもの参加・意見表明の 機会の充実	子どもに関連する施策の実施や評価にあたり、子ども等の意見を反映する仕組みや、フィードバックの場の検討を進めるとともに、地域や社会の課題解決について、子どもたちが主体的に参加・参画できる取組みを区役所全体で実施手法や事例等を共有しながら、様々な機会を捉えて充実します。
2	子どもを支えるネットワー クづくりのための 児童館地域懇談会の実施	身近な地区の団体や人々が有機的につながり、日常的に子どもを見守り支えるネット ワークをさらに強化していくため、児童館において地域との連絡調整を図るための懇 談会を実施します。
3	生活困窮世帯の子どもと 家庭を支える学習・生活 支援事業「まいぱれいす」 の実施	複合的な課題を抱えている子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生 活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むための支援を実施します。

■取組みの行動量■

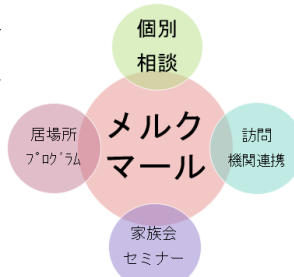
番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	子どもの参加・意見表明の 機会の実施箇所数(累計) 【実施計画 施策1-1】	4箇所 (令和5年度 見込み)	6箇所	12箇所	18箇所	29箇所	29箇所 (累計)
2	児童館地域懇談会の実施回数 【実施計画 施策1-2】	65回 (令和5年度 見込み)	68回	70回	70回	72回	280回
3	「まいぱれいす」の実施 箇所数(累計) 【実施計画 施策2-2】	1 箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所 (累計)

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	子どもの参加・意見表明の 機会への参加者数 【実施計画 施策1-1】	92人 (令和5年度 見込み)	120人	240人	360人	580人	1,300人
2	児童館事業に協力した 大人の人数 【実施計画 施策1-2】	3,230人 (令和5年度 見込み)	3,284人	3,679人	3,948人	4,164人	15,075人
3	「まいぱれいす」の利用者数 【実施計画 施策2-2】	2,500人 (令和5年度 見込み)	4,400人	4,800人	4,800人	4,800人	18,800人



メルクマールせたがや（以下、「メルクマール」）は、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱えた若者の相談・支援機関として平成26年（2014年）9月に開設されました。公認心理師等専門職による個別相談や居場所プログラムの他、家族支援、訪問相談などのアウトリーチにより、若者等の生きづらさを心理面からサポートしています。



また、先行して開設されていたせたがや若者サポートステーション（以下、「サポステ」）と同建物内で、「メルクマール」は若者が社会参加に向け一歩を踏み出すまでを、「サポステ」は働くことやその準備を、両機関が「若者総合相談センター」として一体となり生きづらさを抱えた若者をサポートしてきました。



一方でこの10年の間に8050など高齢の親と中高年のひきこもりの子が同居する世帯の問題が社会的にクローズアップされるなど、対象者の年齢を問わないひきこもり支援が求められるようになりました。当事者やご家族の声も背景に新たに開設された世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」（17ページ参照）を構成する1機関として、現在は年齢上限を撤廃しひきこもり等当事者の方とそのご家族をサポートしています。（ただし居場所のみ年齢制限あり）



相談室



居場所

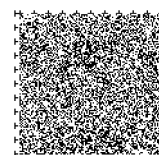


外出プログラムの様子

相談前に参加できる居場所や家族セミナーで「メルクマール」を体験いただくことも可能です。電話、メール、HPのフォームからお気軽にお問合せください。

(<https://3cha.tokyo/>)

※「メルクマール」は、目印や道しるべなどを意味するドイツ語です。一人ひとりが進むみちを迷わない道しるべのような場になりたいという想いを込めて名付けられました。



推進施策 9 社会参加の促進

▶▶ 関連する SDGs のゴール



めざす姿

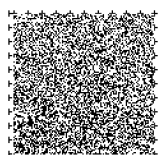
地域住民同士の新たなつながりが芽生え、住民の地域活動などへの参加意欲が向上し、区民の社会参加が促進されます。また、自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場（居場所）を充実させ、誰もが活躍でき次代へつながる循環型の社会参加が実現しています。

世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化、また、ここ数年の新型コロナ禍による活動制限により、人との関わりや社会参加の機会が減少し、孤独・孤立などが社会問題となっています。本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すことができるよう、多様な社会参加につながるような場（居場所）を充実させる必要があります。

また、幼少期から地域の活動に参加し、地域の一員となって意見を述べることや、参画することで主体性を育み、社会参加が身近になることを目指します。地域と関わりながら育った子どもたちは、やがて大人になり、今度は親の立場として地域に支えられながら子育てをし、子育て後は地域活動の担い手になってもらうような循環型の社会参加を目指します。

現状やこれまでの取り組み

- 「区民意識調査」では、区民の地域活動への参加経験・参加意向について、「参加している」が17.1%、「今は参加していないが、今後参加してみたい」が16.9%となっています。
- 令和4年（2022年）に実施した「高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査」では、「現在、地域で参加している活動や講座」がないと回答した人が69.8%であり、「地域活動に参加しない理由」については、「きっかけがない」（28.6%）、「関心がない」（24.8%）、「面倒くさい」（19.8%）となっています。また、「ふだん、どの程度、人（家族を含む）とあいさつ程度の会話や世間話をしますか（電話を含む）。」では、「2週間に1回以下」と回答された方が全体の2.4%であり、特に男性の割合が高くなっています。
- 令和4年度（2022年度）に実施した、「子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定に伴うニーズ調査」では、「子どもが成長するうえで大切だと思うこと」に対して「地域の見守り」と回答した保護者は5.5%（未就学児童）であり、現在の子育て世代は地域の必要性を感じなくなっています。
- 一方で、地域の子ども・子育てに携わることに肯定的な回答をした方は64.5%（未就学児童）であり、参加意欲は高く、地域での子育て活動へつながり仕組みづくりが必要です。



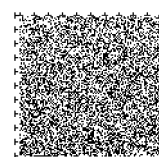
- ひきこもり状態にある方の居場所事業の実施や地域家族会との連携、精神障害者自身の経験を活かした交流等を行う「ピアサポート活動」を充実させています。「支え手」「受け手」という関係を超えて、互いに支え合うことができるような社会参加の場を充実させてきました。

今後の課題

- 社会的な孤立や孤独が深刻な社会問題となっており、地域の中で継続的な交流ができる「居場所」に多くの方がつながることができ、そうした場において「役割」があることが重要です。あらゆる人が地域社会とつながり、いきいきと暮らし続けられるよう、多様な社会参加の機会の拡充が求められています。
- 特に、孤独や孤立を抱える男性高齢者が増加しており、どのようにアプローチしていくかが課題となっています。
- コロナ禍をとおして就労をしていますが、職場での人付き合いの希薄化などにより、20代や30代の若者の孤独・孤立が増加しています。
- 社会参加にはボランティア的なイメージがありますが、仕事をリタイアした世代に限らず、若者や子育て世代も含むすべての世代が、対価を得ることができ、副業として担えるような仕組みづくりを行い、社会参加を加速させる必要があります。

取組みの方向性

- 地域住民同士が継続的に交流できる機会を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりを心掛け、社会参加につながるよう、自身の自己有用感や地域の一員としての主体性を育みます。また、地域に対して意識変容を働きかけるなど、住民相互の関係性を深め、助け合える関係性の構築や地域コミュニティの醸成を図ります。
- 誰もが活躍でき、循環型の社会参加を実現するため、子ども・若者が積極的に参加できる場や地域で力を発揮できる機会の充実を図ります。また、子育て家庭や子育てを支える多様な世代が地域の中でつながりながら、ともに学び、活動し、交流できる場や機会を充実していきます。
- 自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場（居場所）を充実させていきます。特に男性の高齢者や、若者へのアプローチを強化していきます。
- 社会参加において、対価を得ることができ、副業として担えるような新たな仕組みづくりを行い、社会参加を加速させていきます。



めざす姿の実現に向けた主な取組み

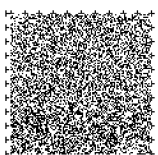
番号	主な取組み	目的と内容
1	中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進	ティーンエイジカーニバルをはじめ若者自らの主体的な活動をととして自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成します。
2	青少年交流センターのプログラムの充実	青少年交流センターを利用する若者が、主体的にプログラム活動に参加できる体制を整備することで、参加した若者の達成感や自己肯定感を高め、自らの意思で地域で活動する気運を醸成します。
3	社会参加につながる事ができる地域資源の開発【再掲】	社会参加の機会を掴めない方や、社会参加を希望しても社会につながる事が困難な方が、地域で孤立することなく、自らが役割や居場所を見出し多様な接点を確保できるような地域資源を開発します。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	ティーンズプロジェクトの実施回数 【実施計画 施策3-1】	130回 (令和5年度 見込み)	133回	136回	139回	142回	550回
2	青少年交流センターにおける若者が主体的に参加・参画するプログラム数 【実施計画 施策3-1】	110回 (令和5年 12月時点)	140回	150回	160回	170回	620回
3	地域資源開発における団体訪問件数【再掲】 【実施計画 施策8-2】	6,358件 (令和5年度 見込み)	6,600件	6,800件	7,000件	7,200件	27,600件

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	児童館利用者のうち、主体的な活動に取り組んだ若者の人数 【実施計画 施策3-1】	3,500人 (令和5年度 見込み)	3,550人	3,600人	3,650人	3,700人	14,500人
2	青少年交流センターのプログラムに参加した若者の人数 【実施計画 施策3-1】	6,454人 (令和5年 12月時点)	10,500人	11,000人	11,500人	12,000人	45,000人
3-①	社会参加の支援につながる地域資源数(累計)【再掲】 【実施計画 施策8-2】	1,816箇所	1,830箇所	1,850箇所	1,870箇所	1,890箇所	1,890箇所 (累計)
3-②	地域で人とのつながりを感じられると思える区民の割合	63.3%	63.5%	64.0%	65.0%	66.0%	66.0%





みつけばハウスは、当時、具体的な支援が行われていなかった高校・大学世代の発達特性のある若者に対し、様々なプログラムや居場所の提供を行う取組みとして平成28年度（2016年度）に本格的に事業を開始しました。



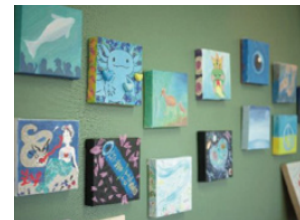
落ち着いた室内環境

本事業は、同じような境遇にある当事者による支援（＝ピアサポート）により、利用者が抱く生きづらさへの共有・共感から孤立防止や社会参加の意欲向上を目指しています。

この間、多くの若者がみつけばハウスでの活動を通じ、自己表現や主体的な人との関わりの楽しさに気付くなど、新たな世界を発見してきました。以下みつけばハウスの主な取組みを紹介いたします。

●みつけばハウスのワークショップ

様々な体験ができる多種多様なプログラムを月20回程度開催しています。講師はピアサポーターと各業界でその道を極めたプロフェッショナルです。



利用者さんの作品



ミドル事業の様子

●みつけばミドル

令和3年度（2021年度）からは、ミドル世代（30代～50代）を対象年齢を拡大したプログラムも開始しました。参加者が「居たいようにいられる場所であること」をコンセプトに、発達障害が背景に考えられるミドル世代のひきこもり予防・対策として、居場所事業を展開しています。

●啓発活動、関係機関との連携

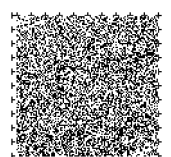
「世界自閉症啓発デー」における区役所等のブルーデコレーションによる啓発活動や、小中学生向け出張プログラム、他の支援機関との連携にも取り組んでいます。



区役所でのブルーデコレーション



小中学生向け「化石掘り体験」



推進施策10 防犯・防災

▶▶関連する SDGs のゴール



めざす姿

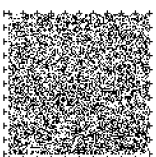
区民一人ひとりの防犯・防災意識が向上し、安全安心に暮らし続けることができるまちとなっています。

防犯・防災は誰にでも関わりのある取り組みであり、身近な地区の活動に参加することで、顔見知りが増え、住民同士のつながりが広がっていきます。つながりが広がることで、住民同士の見守りや声掛けが行われ、日常生活における困りごとや災害時の避難等に不安を抱えている方などにも気づくことができるようになります。

そのような住民同士のつながりによって、犯罪や消費者被害を未然に防止し、災害時には助け合うことができるまちづくりを進めます。

現状やこれまでの取り組み

- 24時間どこからでも入り込む犯罪から安全安心な生活を守るためには、行政、事業者、住民がスクラムを組み、地域ぐるみで隙間なく犯罪防止に取り組むことが重要です。区では、24時間安全安心パトロール、防犯設備(防犯カメラ)への整備支援、特殊詐欺被害の未然防止に向けた自動通話録音機の貸出などを実施しています。また、災害・防犯情報メール配信サービスなど様々な広報媒体による注意啓発を行うとともに、地域住民や事業者による注意啓発活動や見守り活動を支援、促進しています。
- まちづくりセンターは、地区における災害の対応力を高めるため、地区における防災情報の発信、学習の機会の提供、地区防災計画の作成の支援により、防災意識やコミュニティを基礎とした助け合いの意識の向上と防災活動への参加促進を図っています。
- 令和4年(2022年)4月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」を改定し、個別避難計画作成に取り組んでいます。
- 社会福祉協議会では、地域活動の担い手である地区サポーターの中から災害時の安否確認やニーズ調査等に協力する方を災害福祉サポーターとして登録する制度を設け、担い手の確保に取り組んでいます。
- せたがや災害ボランティアセンター(世田谷ボランティア協会*)では、災害発生に備えて拠点運営の体制作りや訓練を重ねるとともに、災害に関する学習・啓発活動、災害ボランティアの養成・人材登録活動、災害問題に取り組む個人・団体とのネットワークづくり、災害時に特別な支援を必要とする方たちの問題への取り組み、資金・資材の寄附の呼びかけなどを行っています。

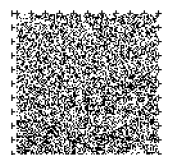


今後の課題

- 令和4年度(2022年度)区民意識調査では、「防災に対して日頃から心がけていることはありますか」という質問に対して「防災知識の向上」は7割を超えています。その一方、「地区での避難所運営訓練や防災塾*への参加(15.2%)」、「避難行動要支援者の支援(16.4%)」は1割半ばにとどまっています。
- 区内の刑法犯認知件数は、平成14年(2002年)の約16,000件をピークに減少し、令和4年(2022年)は約3,700件にまで減少しましたが、一方で、特殊詐欺については、いまだ多くの被害(過去5年平均認知件数は約230件)が確認されており、依然高止まりの状況が続いています。

取組みの方向性

- 身近な地区で行われる防犯や防災の活動への区民参加を促進します。
- 見守りや声掛けが行われることで、犯罪や消費者被害の未然防止、避難行動要支援者への支援などを心がける人が増え、災害時にも助け合うことができるまちづくりを進めます。このため、四者連携による地区の関係団体等への啓発活動などにより、ネットワークのつながりを活用し、取組みを広げます。

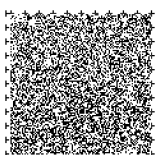


めざす姿の実現に向けた主な取組み

番号	主な取組み	目的と内容
1	防災塾の実施	地区防災力の向上を図るため、各地区において「防災塾」を実施します。地区防災計画の検証・ブラッシュアップを図ることを目的として実施し、地区防災計画の実効性と認知度の向上を目指します。
2	女性防災リーダーの育成	多様性を認め合う視点を防災の取組みに反映させるため、区の養成講座を実施し、女性防災リーダーを育成します。あわせて、地域に向けて多様性を認め合う視点を啓発するため、女性防災リーダーを講師とした区の研修を実施します。
3	マイ・タイムライン作成を通じた意識啓発	風水害に備え、マイ・タイムラインの作成に向けた講習会を実施し、地域の災害リスクや自らの家族構成、生活環境等に合わせた避難行動をあらかじめ認識してもらうことで、風水害時の自助、共助の意識を啓発します。
4	「ながら見守り活動」の推進	地域の見守りや防犯活動のすそ野を広げて地域の目を増やし、ウォーキングや犬の散歩、買い物、仕事など日常生活をし「ながら」、子どもの安全確保や高齢者見守りをする「ながら見守り活動」を推進することで、地域防犯力の向上、犯罪の未然防止を目指します。
5	個別避難計画作成の推進	災害時における要配慮者のうち、避難行動要支援者数は転出・転入、出生・死亡、要介護認定や障害認定の変更などにより、毎年 20%前後変動しています。そのため、新たに避難行動の支援が必要となった方及び前年度までの未回答者に対し案内を送付し、安否確認や予め避難支援者となる方との情報共有等のために個別避難計画の作成を推進します。特に多摩川洪水浸水想定区域内における未回答者に対しては委託を通して福祉の専門職との連携を強化していきます。

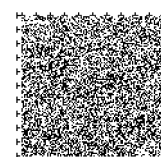
■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	防災塾の実施回数 【実施計画 施策10-1】	28回 (令和5年度見込み)	28回	28回	28回	28回	112回
2	女性防災コーディネーター養成講座の修了人数 【実施計画 施策10-1】	修了人数 0人 累計人数 34人	20人	20人	20人	20人	修了人数 80人 累計人数 114人
3	マイ・タイムライン作成講習会実施回数 【実施計画 施策10-1】	—	2回	2回	2回	2回	8回
4	瞬間ボランティア*育成講習会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	4回
5	個別避難計画作成案内送付者数 【実施計画 施策10-1】	8,452人	5,700人	5,700人	5,700人	5,700人	22,800人



■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	防災塾に参加したことで、 自分の地区の災害リスクや、 自らとるべき避難行動を 理解した人の割合 【実施計画 施策10-1】	73.1% (令和4年度)	80%	83%	86%	90%	90%
2	女性防災コーディネーター による防災研修(地域啓発 研修)参加者数 【実施計画 施策10-1】	285人 (令和5年度 見込み)	510人	510人	510人	510人	2,040人
3	講習会に参加し「マイ・タイムライン」 を作成した人数 【実施計画 施策10-1】	—	50人	50人	50人	50人	200人
4	瞬間ボランティア育成講習 会の参加者数	26人 (令和5年度 見込み)	50人	50人	50人	50人	200人
5	個別避難計画作成数 a)多摩川洪水浸水想定区域内 b)多摩川洪水浸水想定区域以外 【実施計画 施策10-1】	a)340件 b)3,200件 (令和5年度 見込み)	a)60件 b)640件	a)70件 b)640件	a)80件 b)640件	a)90件 b)640件	a)300件 b)2,560件



決められた人や団体だけが地域の見守りをするのではなく、区民の皆さんが犬の散歩、買い物、庭仕事などを行いながら、「目配り（見守り）」、「あいさつ」、「声かけ」などといった活動を通じて、地域の子どもたちや高齢者らを多くの目で見守ることで、犯罪の未然防止や地域の安全を守ろうとする活動です。一人ひとりができる範囲で行動し、大きな見守り活動の輪を広げましょう！

